

講座・研修会による文書館制度の普及 —各受講者層に向けての事例報告—

太田 富康

1 はじめに—課題と構成

私事になるが、平成18年度から5年ぶり3度目の県立文書館勤務に着き3年間が過ぎようとしている。この間、講座や研修会、講演会で文書館制度について話をする機会を何度もかいただいた。以前にも自治体史編纂室や文化財保護担当、資料館等の資料保存担当職員⁽¹⁾を対象とした研修会において、アーカイブズについての話をする事はあったが、それらの受講層だけでなく、市民や学生あるいは一般行政職員を対象とし、文書館制度自体を説明・紹介して資料保存への理解や協力を求めることをテーマとして話をする機会は少なかった。

これは単に筆者の経験の問題に過ぎないが、当館の普及事業においても同様の傾向を見る事ができる。今年創立40周年を迎える当館の普及事業の実績は本誌14号に30周年までのものがまとめられているが、市町村担当職員⁽²⁾に対象を限定した文書資料取扱講習会における安藤正人氏や高野修氏による文書館制度をテーマにした講習を除き、市民向けの講座・講演会は古文書解説講座や歴史講座、特別展記念講演会などであった。そこでは、閲覧利用の増加を目的に折り込み、興味深い資料やテーマを伝えることはあっても、文書館制度自体に理解と協力を求める内容のものは持たれなかった。展示事業においても同様である。

それが、90年代後半に入ると変化をみせている。文書館制度自体を全面的なテーマとするわけではないが、常設展示や利用体験のセミナー、子ども向け事業等のなかに文書館制度の普及自体を目的とする要素が取り込まれ

るようになった。⁽³⁾ 県の一般行政職員に向け、研修会やメール・マガジンでの働きかけを始めたのは、ここ2~3年のことである。

このような事業内容の展開や転換について、館としての明確な事業方針がいづれかに明記されているわけではない。しかし、アーカイブズをめぐる変化が、それを意識するかしないかの差異はあるにしろ、担当職員を後押しした結果ではある。それゆえに、その実施、とくに講座や研修会等で話をする際には、アーカイブズをめぐる状況や変化を意識していることが求められる。

逆に、その状況や変化を意識したとき、文書館制度を市民に、親組織の一般職員に、あるいは、アーカイブズ関係の職員や学生に伝え、理解を求めていくことの必要性を感じさせられる。「意識するかしないか」ではなく、意識して図っていく必要がある。

そこで、本稿では最初に、文書館制度への理解と協力を求める事業が増加している背景、そしてその活動が意識して行われねばならないものとしてある環境の変化について、とくに2000年前後以来の状況と変化から考えてみたい。

次に、講習会等で話をする材料としての環境の変化について考えてみたい。市民や行政職員に語りかけるには、受講者層が持つ文書館制度への何らかの接点が重要である。受講者層が軸足を置いている関心や興味のある分野があろう。そのような接点や分野における環境変化、あるいは、文書館側における材料蓄積などの変化も、このような講座・研修会の増加や展示等の事業への取り込みにつながっているのであり、可能とするようになった

といえる。それを意識して話を展開することは実務的にも有効であろう。

しかし、一般の市民、親組織の一般職員、あるいは、アーカイブズ関係職員や学生など、その講座や研修会によって受講者層は様々であり、その有する予備知識は全く異なる。アーカイブズへの接点も、その置いている軸足によって大きく異なる。文書館側が理解を求め、期待する協力の内容も同じではない。それゆえに、講座・研修会ごとの受講者層とアーカイブズとの間合いを理解し、それに応じた話題と構成をもって話を展開しなければ効果は薄くなる。そこで本稿後半では、異なる受講者層を対象に行った講演や講義の概要を、実際に使用したレジメ等をもとに紹介する。

本稿は、以上のような問題意識と構成により、貴重な機会を与えてくださった主催団体の御厚意及び当館における職務経験を無駄にすることのないよう、一連の事例として報告・紹介するものである。

2 アーカイブズをめぐる環境変化

2-1 1990年代以前と2000年代の環境変化

日本最初の文書館・山口県文書館開設から今年で半世紀を迎えるが、前半の四半世紀は今以上に文書館制度の普及が求められたはずである。1987（昭和62）年の公文書館法公布は関係者間での議論を高揚させたが、その後も文書館がひろく社会の周知を得た存在となるには至らなかった。

よって、文書館制度への理解は、この段階でも喫緊の課題であった。たとえば、文書館の設置を目指す段階にあっては、市民に向けて文書館制度の必要性を呼びかける講演会等が必要となる。栃木県小山市では1989（平成元）年から市民を対象とした文書保存講演会を毎年開催、それを受けた市民運動もあって⁽⁴⁾ 2007（平成19）年に文書館開設を見ている。また、新設された文書館では、市民に文書館制度そのものを使ってもらうための講演会や展示をオープニング期等に開催する例がみられる。

しかし、直接に文書館制度をテーマとすることは関係者間での講習会や研修会等が主であったように思われる。市民へは閲覧利用の促進を図る方向での普及テーマを採用する方法が一般的であったように思われる。県職員に対しても文書管理主管課等の関係課室との連携を深めることにより行政文書の保存を図る方法に力を置き、一般各課に文書館制度の理解を語りかける直接の機会は少なかった。施設の設立を目指す段階でも、資料収集の確立を目指す段階でもなかった当館は、まさにこのようなスタンスであったといえる。また、埼玉県内では、他団体でもこのようなテーマの催しはあまり例を見なかった。

これに対する2000年前後からのアーカイブズをめぐる環境変化の大きさは、公文書館法制定期よりも大きいといえるかもしれない。公文書館法は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）を中心とした文書館関係者や歴史学会の運動によるものであり、日本学術会議や歴史学会の間でも議論が沸騰したが、一般市民や政治・行政の中にまで理解を広げるだけの力は弱かったといえる。

これに対し、2000年前後からの状況は、文書館関係機関・団体や歴史学会による運動というよりも、それを取り巻く社会の側の文書や情報に対するあり様の変化が、アーカイブズにも変化を求めてきたものであり、それゆえに大きな影響をもたらしているといえる。

2-2 情報公開法と個人情報保護法

1999（平成11）年に成立し、2001年に施行された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号 以下「情報公開法」）は、国の文書管理、そしてアーカイブズを規制するものとなった。「政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」（第2条第2項第2号）を本法の規定対象となる「行政文書」から除外する一方、厳しく「特別の管理」を規

定し、これに該当しないものは、公文書館等で資料として保存されているものも情報公開法の対象とする。実際に情報公開・個人情報保護審査会では歴史的資料に該当するか否かの審議・答申がなされ、「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」（平成17年3月総務省副大臣主催）では歴史的資料としての管理への指摘・批判がなされている。⁽⁷⁾ 文書館制度は、情報公開制度に対置される制度であり、両者いずれの対象にもなっていない行政文書は存在しない、という枠組みが政府レベルで成立したことを意味する。これにより、歴史的関心とは異なる社会的関心の渦中に文書館制度は加わった。また、同法が法律レベルで初めて国の文書管理を規定した（第22条「行政文書の管理」）ことは、自治体においても文書管理への関心を喚起し、歴史的資料としての移管という連続性を再認識させるものであった。自治体の情報公開制度は国に先行してきたが、文書館制度をこのように厳密に定義することはなかったのである。埼玉県でも情報公開条例は全面改正された。⁽⁸⁾

個人情報保護制度も自治体が先行していたが、法律の制定（「個人情報の保護に関する法律」平成15年法律第57号、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」同第58号）の社会的影響力は甚大であった。その過剰な反応は社会問題となっているが、アーカイブズの公開に際しても、現用段階との連続性、時の経過をふまえた開示基準への考慮が不可欠となった。

これらの状況は、つねに現用文書との対比・関係において、アーカイブズの位置付けを諸規定上から説明できる体制を求める。親組織の各課は、文書館との協議等に際し、情報公開制度や個人情報保護制度との関係から文書館制度を検証することになる。「歴史の世界」のものとして、切り離しての無関心では済まされない連続性を持つに至ったのであり、文書館側も文書館制度の何たるかを説明し、移管・公開への理解を求めていくことの必要性が高まったのである。

前述したように、情報公開制度への関心と相まって、歴史的関心とは異なる社会的関心の俎上に文書館制度があがることになり、「公文書館」の文字がマスコミに載るなどの機会も増加した。市民に対しても文書館制度 자체を正確に理解してもらい、協力を得るための説明が求められている。

一方、新たな情報公開制度は、請求に対する開示制度にとどまらない、積極的・総合的な情報の公開・提供を推進している。埼玉県が、各課所館の事業そのものを説明し理解を求める「県政出前講座」という事業を全庁的に起こしたもの、その一環として位置付けられよう。県立文書館でも、文書館制度に対する理解の促進と市民とのコミュニケーションを深める契機とすべく、「公文書等を歴史資料として伝える」「生涯学習と文書館」の2講座テーマを登録している。⁽⁹⁾

これらは、アカウンタビリティ＝挙証説明責任という概念の普及・定着にともなうものもあるが、文書館制度は、「挙証」の「証」たる文書・記録を保存し、歴史的スタンスでの責任を果たすための制度でもあることを市民に伝えていくことが求められている。

2-3 情報資源の急速なデジタル化

20世紀末以来の文書・記録のデジタル化が文書館制度に与えた影響は計り知れないものがあり、レコード・キーピングの考え方方が主流を成すに至っているように全世界的なものである。日本でも総務省の電子政府・電子自治体推進施策のもと、文書管理システムの導入が進んでおり、同省及び地方自治情報センターによる調査によれば35都道府県で電子決裁まで導入されていることが確認でき、250を越える市町村が電子決裁まで導入したと回答している。⁽¹⁰⁾ その一方で、同省の電子自治体推進施策のひとつとして進められている共同アウトソーシング事業では、文書管理システムを開発、無償で提供しているが、このシステムに歴史的資料としての移管・保存の機能は搭載されていない。⁽¹¹⁾

紙媒体と違い、電子文書はその廃棄段階（保存期間満了段階）に至ってからでは保存措置は間に合わない。管理システムの設計時から、そのための機能を搭載しておく必要がある。文書の電子化は現用文書の作成・管理制度と文書館制度を連続的・一体的に設計しなければならない必要性を喫緊の課題とした。ここにおいても、現用の文書管理との一体性を強く意識せねばならず、さもなくば電子環境下での文書館制度は成り立ち得ないものとなつたのである。システムの導入にあたっては、このことが親組織内で理解・認識されている必要があるのであり、また、導入後は、システム操作等での協力を得るためにも、文書管理主管課等にとどまらない全庁的な理解と協力が必要とされるのである。

埼玉県では平成13年度に文書管理システムの基本設計がなされ、同15年に稼働したことにより、文書は電子媒体が主と位置付けられた。基本設計にあたっては文書館への移管までをシステム上で実現することが求められ、総務部文書課及びIT企画室と議論が重ねられた。その導入後は、物理的に文書課に引き継いでの集中管理をする必要性がないため、電子媒体は廃棄・移管段階まで各主務課の管轄と操作によって管理されることとなり、文書課の関与はなくなった。それゆえに、文書館と各主務課との直接的なやりとりを増やすこととなり、文書管理制度と文書館制度の関係への全庁的な理解が、一層の不可欠性を持つに至っている。

電子媒体の保存が非常に危うく困難であることは行政文書に限るものではない。民間の諸団体・個人の文書や資料はパソコン・コンピュータやデジタル・カメラ等から生み出され、インターネットや電子メールで交換されるのが常態となっている。これらのコンテンツを地域・社会の記録として総体的に保存していくことの困難さは、自組織内のシステムに依存している情報の比ではない。既存資料のデジタル化による保存という意味での「デジタル・アーカイブ」とは裏腹に、当初

から電子環境で生み出される情報保存の体制作りと技術開発の困難さを広く社会に訴え、保存の体制やネットワークを生成していくことも重要な課題となったのである。

文書の電子化も、文書館制度の必要性を訴えかけねばならない状況を加速させた大きな要因である。

2-4 市町村合併と組織再編

1999（平成11）年から2006（平成18）年にかけて全国で展開した市町村合併により、1999年3月末に3,232あった市町村は、2006年3月には1,821にまで減少した。このような行政体の大規模な再編では、文書管理の体制にも大きな改変をもたらす。より良い体制に整えられる機会となり得る可能性もあるが、従来保存してきた文書・記録が一斉・大量に廃棄される危険をはらみ、アーカイブズとしての保存の必要性や文書館制度を視野に入れた文書管理体制を求める必要が生じたのである。各市町村組織内での働きかけはもとより、総務省や国立公文書館、歴史資料保存利用関係団体や歴史学会等から訴えかけがなされた。

市町村合併は2005年（平成17）4月に施行された合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律 平成16年法律第59号）により引き続き進められている。自治体そのものの再編という規模ではないが、他の自治体や企業、団体、学校等の多くの組織における内部機構の廃止統合等の再編も近年に顕著である。アーカイブズとしての配慮なき文書記録の廃棄が進行する危険性が、これらには常にともなう。一方で行政改革や財政緊縮化にともない、文書館制度を担うべき担当組織の体制は縮小される傾向があり、新たな立ち上げは一層困難になっている。

ここでも、文書館制度やアーカイブズ的配慮の大切さを知てもらうための働きかけが重要となるのである。

3 文書館制度の理解を促す環境変化

前節で述べてきたような変化は、文書館制度の理解や協力を求める活動をより積極的に行う必要性を高めている要素であるが、それゆえに文書館制度への理解につながる要素も生み出している。それらの要素や萌芽は、講座等での語りかけにおいても有効な手がかりとなる。

また、歴史や文化財、あるいは学校教育など、その関係性を有する分野の新たな動向も文書館制度の理解へと導く契機を与えている。⁽¹²⁾そして、アーカイブズ学自体の蓄積が可能性を広げていることも忘れてはならないだろう。

3-1 国政での理解と推進

文書館制度が情報公開法制定等の動きにともなって社会的注目度を挙げてきたことは、それまで関心を寄せることが少なかった政治家が関心と理解を深めることにつながり、政府での施策推進に繋がっている。

福田康夫衆議院議員（元官房長官、前首相）が示した理解と関心は、内閣府大臣官房主宰の「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」（平成15年5月設置）、内閣官房長官主宰の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」（平成15年12月設置）、公文書館推進議員懇談会（平成17年3月設立）、公文書管理担当大臣の任命と内閣官房公文書管理検討室の設置（平成20年2月）、公文書管理の在り方等に関する有識者会議（平成20年3月発足）というめざましい政策推進をみせている。有識者会議の報告書を受けて法制化が目指されている公文書管理法（仮称）は、現用文書管理から文書館制度までを一貫して見通すものが求められている。

首相の施政方針演説で、政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるための公文書館における適切な保存利用体制整備（平成16年1月 小泉純一郎首相）や行政文書管理のあり方の基本からの見直しと法制化、国立公文書館制度の拡充を含めた公文書保存に向けた

体制整備（平成20年1月 福田康夫首相）が示され、「経済財政改革の基本方針2008」（「骨太の方針2008」平成20年6月27日閣議決定）にも「公文書管理体制の整備」が「公文書管理の適正化のための法案を次期通常国会までに提出するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備する。」と盛り込まれるに至っている。文書館制度は、その関係者の働きかけを離れた次元で、政府の施策として法制化を現実のものとするまでに、その一般社会性を有して注目される位置に立とうとしている。

国政での具体的な動きは、自治体内でも行政実務レベルの話題として文書館制度に職員を引き込むものであり、また、市民に向けてもニュースの世界からの導入として入りやすく、また、現代的行政課題としての認識を得やすいものであろう。政府の基本方針に位置付けられていることは、記録管理の不備による不祥事事件と相まって、「歴史に興味のある一部の人そのための施設」という印象から「全国民にとって不可欠な体制」という認識への転換を促し、印象付けるものとして大きなものがある。

3-2 マスコミの理解と報道

福田元首相の政策推進を促した契機のひとつとして、松岡資明編集委員による日本経済新聞の記事があったといわれているが、同氏による文書館制度の重要性を訴えかける連載企画や報道記事は、新聞購読者という広い社会層に普及と理解を図るうえで非常な効果を与えるものであった。

記録管理の不備をめぐる事件や上述の政府の動き、さらには後述する「アーカイブズ」の用語の社会一般における多義多用化も相まって、他のマスコミにおいてもアーカイブズをめぐる報道がかつてなく増加し、多くの市民にとって「公文書館」「記録管理」などの語が眼に触れる機会は増えている。

新聞やテレビ等のマスコミ報道だけでは、アーカイブズ制度の全体に理解を及ぼすこと

はむつかしいかもしれないが、社会の課題・問題として人々に記憶される。講座等においては、記憶や知識にある話題となり、そこからの導入は受け入れやすく、興味を喚起しやすいものとなる。

3-3 近現代の「遺産」への関心

「世界遺産」のブームと相まって、様々な分野や地域名を冠した「○○遺産」が各地・各分野で簇生している。複数の遺跡・建造物や景観など、面的広がりを持つ「世界遺産」のイメージもあり、それらの「遺産」は、従来の一品優品主義的な「文化財」のイメージよりも身近で比較的新しい領域に広がりを持っている。

「近代化遺産」（文化庁）や「産業遺産」（国際産業遺産保存委員会）、「選奨土木遺産」（社）土木学会などは、最近まで使っていた、あるいは、今も使っている実用的で道具的なものであり、従来の文化財概念にはなかったものである。また、「日本夜景遺産」（日本夜景遺産事務局）、「日本温泉遺産」（日本温泉遺産を守る会）などの愛好団体によるものは、誰でもが愛好する身近なものを「遺産」として未来に伝えていく価値イメージを広げている。

一方、「北海道遺産」（北海道遺産構想推進協議会）、「とやま未来遺産」（富山県）、「大阪遺産」（大阪市）、九州伝承遺産（市民団体ネットワーク）や市民団体「新潟まち遺産の会」、「まち遺産ネット仙台」などは、世界や日本規模とは異なるあらゆる地域ごとに、誇るべき、愛すべき、そして未来に残すべき「遺産」があることを人々にアピールしている。もちろん、それらは純粋な保存活動というよりも、産業・観光振興やまちおこしを目指すものであることが多いが、そのことは、これらの「遺産」に単に残すものではなく、少し古くなっているけれども、それゆえの価値があり、人々の暮らしに役立ち、使いながら未来に伝えていく、というイメージを与える、逆に、優品的な文化財ではなくとも、

派手ではなくとも、地域にとって身近でアイデンティティを喚起させるものを残していく意識や環境を醸成している。

これに対し、ユネスコも「世界遺産」とともに「世界記録遺産」を設けているが、日本でも全史協が公文書館法制定以来「記録遺産を守るために」をキャンペーン・スローガンとするなどしている。「遺産」という緩やかな保存感覚の醸成は、文書館制度理解への糸口として共有しやすいものがある。

3-4 「アーカイブ」の多義多用化

デジタル技術の普及は、「アーカイブズ」の語の日本における用法を大きく拡大した。従来その使用は文書館関係者等の一部に限られ、「個人としての活動、あるいは組織としての活動の記録（文書類）のうち、継続的に利用する価値があるので保存されたもの。また、そのための施設ないししくみ」という意義に限定して用いられてきた（本稿もこの意味で用いている）が、デジタル技術の進展のなかで、コンピュータ用語として「複数のファイルを一つのファイルにまとめる」との意として「アーカイブ」が使われ、さらに、有形無形の文化財や資料、景観等をデジタル化して保存活用する「デジタル・アーカイブ」が普及した。現在では、「過去の情報や資料の蓄積、及びその保存のための組織・施設・システム」という広い意味で様々な分野で多用されており、従来の意味は「元来」、あるいは「狭義」の意味とされるに至っている。

この状況は、文書館制度への理解に混乱を与える懸念を強く抱かせる一方、多くの人々に「アーカイブズ」を耳慣れた言葉へと変え、広義のイメージが「元来」「狭義」の文書館制度への理解を助ける効果も持つ。また、非常に早い速度で情報が「古く」なるコンピュータ社会において、「アーカイブズ」は過去の歴史資料という保存感覚ではなく、「最近まで使っていたが少し古くなった」段階から体系的に蓄積していくことで、情報や資料は

その利用価値を維持あるいは増加させる、という保存感覚である。現用文書管理から連続して体系的に保存していく文書館制度に対しても、受容しやすい知識と感覚となる可能性がある。

3-5 都道府県行政文書の文化財指定

3-3でも近代化遺産に触れたが、文化財保護法による指定制度は、近代の、それも美術工芸品や西洋風建造物ではない、実社会の有用性のために生み出されてきた資料や建築、土木構築物に幅を広げるに至った。規制等の緩やかな登録文化財制度の創設や前述のような「遺産」の用語の多用化と相まって、保存していくべき対象を広く身近で緩やかなものとしている感を与えている。

そのようななかで、有形文化財の歴史資料部門でも近代の官公庁資料が指定の対象となってきた。『公文録』(国立公文書館保管)、「鉄道古文書」(鉄道博物館保管)の国の行政文書に続いて、京都府と山口県の府県行政文書が文化財保護法にもとづく重要文化財に指定された。都道府県の文化財保護条例に基づく文化財指定も埼玉県のほか、東京都、群馬県、長野県で例をみている。

これらの行政文書群をここまで保存してきたのは文書管理制度であり文書館制度である。文化財保護制度による指定保護は、これら他の制度によって保存してきたことを前提として成り立つものであり、指定されなくとも文書館制度が保存を維持していくものである。

しかしながら、作成組織「みずからが」「みずから」の文書を「みんなのために」「みらいにむけて」保存し公開するというアーカイブズの理念とは別の、第三者による別制度での評価は新たな価値観を付与するものであり、また、その制度が国宝・重要文化財という社会一般に共有の価値観を認識しやすいものであることの効果は高いと考えられる。

全くの実用のために生み出し、実用のための価値認識で保存してきた文書が、利用しながらの維持保存の間に、その価値を業務価値、

法務価値、財務価値、証拠価値といった実用上の一次的価値から社会(市民)的価値、歴史的価値という二次的価値に比重を移していく、それが文書館制度であろう。その結果、一定の時間的経過段階においては、文化財保護制度上の指定文化財にも位置付けられるに至る。このような評価は、作成からの時間経過が短い段階で実用的に文書を利用している職員や市民に、実用的にしか見えない身近な文書へのアーカイブズ的眼差しを促し、文書館制度への理解を促進する、わかりやすい指標となりえよう。

3-6 アーカイブズ学の蓄積と拡がり

取り巻く環境の変化だけでなく、アーカイブズの側でも、その研究や調査が地道ながらも進んできた。その成果の蓄積から話を構成し、題材として生かせるようになってきた、という条件整備もある。

これがない段階では、講座等の内容も歴史講座が主となざるを得なかった。古文書解読の講座も、文字の読み方や意味、歴史的背景の説明にとどまらず、そこに記録管理史の成果を取り込み、その結果、文書館制度にも触れえる構成が可能となってきたといえる。

また、アーカイブズ学を学ぶ大学生、大学院生が増え、その講座による訪問はもちろん、個々にインタビュー調査に訪れる学生も出てきている。これら専門に学ぶ学生たちへの対応には、自館の事業を紹介するにも自館のみの理解では十分ではなく、自館の事業や方法を位置付け直し、相対化してみる必要が出てくる。

1980年代から90年代に多かった、施設の設置を目指す自治体等の視察訪問では、埼玉県の方法と実際を伝えるのが精一杯であった。大学の講座や学生たちの訪問は、これから世代に現場の経験から文書館制度を伝える機会を増やすとともに、私たちにも整理・再考のための機会として相乗効果をもたらしている。

4 事例報告

この3年間、文書館制度に関して話をする機会には、上述2のようなアーカイブズを巡る環境の変化がもたらす必要性を意識し、アーカイブズへの接点を社会にもたらしている上述3のような状況を材料として意識し、話をさせていただくように考えてきた。

以下、その実例について報告する。

4-1 市民を対象とした講演の事例

4-1-1 朝霞市博物館第21回企画展講演会

2007（平成19）年11月10日（土）に、埼玉県南部、東京近郊に位置する朝霞市博物館が主催した企画展「もんじょ」と「ぶんしょ」—古文書解読と記録保存— 朝霞にしかない歴史があるの関連事業として開催された講演会で、主催者側のネーミング「文書館って何だ？」の演題のもとに行われた。この企画展は、同館が12年にわたって蓄積してきた史料調査・整理の成果を紹介することにより、地域の歴史はそれらの歴史資料によってこそ解明されるものであること、よって、そのための保存が重要であり、ひいては文書館制度が必要であること、を市民に伝えようとするものであった。朝霞市に文書館はないが、博物館が歴史的公文書の受け入れや地域の史料保存にあたるなどの機能を果たしており、このような企画が可能となった。もちろん、それは新たな文書館施設の必要性をうかがわせるものでもあった。

この企画展は事業全体が史料保存についての理解を市民に伝えるものであったので、もうすこし紹介しておきたい。展示そのものは地域史料の保存活動や文書館制度を直接的に紹介するものではなく、朝霞市の歴史を近世文書や近現代文書によって紹介する構成であった。「市民が知っている朝霞の歴史は、これらの資料から判明したものであり、これらの記録がなければ地域の歴史は伝わらない」というメッセージは、直接語りかけるのではなく、朝霞の歴史を特徴的に伝える印象的な記録や文書を展観するなかでこそ伝わってい

く、という意図が感じられた。

その分、文書館や史料保存を直接的に伝える企画が、関連事業として満載された。筆者のほか、NPO歴史資料継承機構の西村慎太郎氏による講演「NPOの史料保存活動」、閲覧請求という文書館利用を模擬体験する体験講座「文書館本日開館」や埼玉県立文書館の見学会、「Slow Fire」「史料管理の達人」

「Into the Future」を視聴する映像学習。そのほか、大人には企画展特別編成の古文書講座、子どもには和紙のメモ帳をつくる「古文書をさわって、つくって」など。

サブ・タイトルが2つある珍しい企画展名であるが、「朝霞にしかない歴史がある」というアプローチが展示、「古文書解読と記録保存」というメッセージが関連事業に込められているといえようか。そのメッセージも、読んでみたり作ってみたり、あるいは見学に行ってみたり、という柔らかい体感と導入によってアーカイブズの世界に誘う工夫がみられる。そのようなラインアップのなかでの、「文書館って何だ？」という正面切っての演題であった。

その際に使用したレジメが次頁のレジメ1である。

導入として図書館、博物館との対比を用いた。これは、文書館を説明する際の古典的な手法もあるが、ここでこれを考えたのは、朝霞市には図書館と博物館がある一方で文書館がない点が一番大きい。博物館の講演会に参加されるような方は、今回の企画展テーマからすれば歴史が好きであるほかに、市の文化施設を比較的よく利用し、それらのイメージを有している方が多いであろう。そこで、整備されている身近な市立図書館と博物館をイメージしてもらい、まず、その両者の比較を行った。資料を有効に使い、情報を引き出すには、それぞれの資料本来の性質に応じる必要があり、それゆえに図書館と博物館、閲覧と展示という異なる機能の施設が必要であることを、レジメにあるような柔らかい言葉で説明した。

【レジメ 1 朝霞市博物館第21回企画展講演会】

2007.11.10(土) 14:00 - 15:00
第2回企画展講演会
朝霞市博物館

文書館って何だ?

-「もんじょ」と「ぶんしょ」古文書解説と記録保存-

埼玉県立文書館 太田 富康

1 図書館や博物館と比べてみて

- (1) 資料の性格が「館」の種類を決める
いろいろな資料を収集・保管する —— 利用する
- 資料の性格に最も適した利用の仕方→それに合った施設、システム
図書館→図書のやかた、図書のセンター
博物館→博物（いろいろな事物）のやかた、博物のセンター
文書館→文書のやかた、文書のセンター
- (2) 図書と博物館との性格（市立図書館と市立博物館をイメージして）
図書：読んで知識や情報を得る→閲覧
博物：絵・飾って見る
民具：使ってみる
土器：使ってみる
工具：使ってみる、飾って見る
・稀少性：図書・何千部、何万部とつく
稀少性が高く保存よりも利用の便宜性
手にとって利用→閲覧架
博物：「この世に1点」も多い稀少性の高さ
稀少性が高い重要なものが対象
手に触れないで見る→展示室（ケース、パーテーション、警備）
- ・利用するテーマと資料
図書：オーダーメード（イメージオーダー）
自分のテーマ、調べ物にあつた資料を自分で揃える（司書の手助け）
博物：既製品
館が企画した展示テーマ、展示資料の枠の中
能動性と受動性／視覚と非視覚性
- (3) 文書館の性格と文書の性格
=文書専門の図書館？ 文書専門の博物館？
手にとって読むもの 図書館？
稀少性 博物館？
オーダーメード 図書館？

- 1 -

2 企画展の文書をみてみよう—文書って何だ？

3 文書館理解の三つの「み」／三「み」の一体

～みずからが、みずから／みんなのために／みらいにむけて

(1) 日本の文書館の歴史

博物館 国宝館～明治時代
文書館～第1号＝1959（昭和34）年 山口県文書館
1969（昭和44）年 埼玉県立文書館

- ①正倉院は？金沢文庫は？紅葉山文庫は？蓬左文庫は？
○みずから／みんなのために／△みらいにむけて
- ②安政文書は？相模家文書は？相沢家文書は？埼玉県行政文書は？
○みずから／△みんなのために／△みらいにむけて
- ③図書館は？博物館は？
△みずから／○みんなのために／△みらいにむけて

(2) みんなのために—みずからのために

『みずからのために』
家や役所のなかでのみ見られ、みんなは見られない
家や役所にとって必要なものを送り残す、そうでないものは捨てる
安保文書：所領関係・由緒・格式
細田家文書：村政のために名主として必要な証拠、前例
相沢家文書：議員や各種役職を務めるために受け取らされた

蔵の中で眠った？

埼玉県行政文書：県政の行政を進める上での必要性
水年（11年以上）、10年、5年、3年といった保存年限が決まり、それにそって廃棄していく

↓
偏りと偶然

『みんなのために』
みんなが見られる
みんなが必要とするものを残すへ幅広くその時代の様子や歴史を伝えるもの

文書館や博物館に収蔵されて以降、「みんなのために」になった。
でも、もうなくなった文書は取り戻せない。

- 2 -

(3) みらいにむけて 「過去を未来に」ではなく「現在を未来に」

安保文書、細田家文書、相沢家文書・・・
：県立文書館や市博物館が「みらいにむけて」伝えようとしたのは、すでに過去のことになってから。それでは違う。

歴史的資料になってからでは違う

つくったばかりの文書も、未来の人にとっては歴史的資料の発想

つくったときから「みんなのために」。
「みんなのために」を基準に残す文書を決める。
使いながら残す

みんなが必要とするものーその時代の様子や歴史を伝えるもの、が残せる
そのとき、そのときの必要性、役割で利用される

(4) みずからが、みずから

つくるところから「みらいにむけて」の保存・利用提供まで、スムーズに流れ
ていく必要へ制度、規則、施設

つくったときから始まる
それができるのは「みずから」=他人ではできない

4 埼玉県立文書館の資料と方法

(1) 埼玉県行政文書

埼玉県「みずから」の文書を、埼玉県（文書館）「みずから」「みんなのために」「みらいにむけて」保存し利用してもらう

(2) 古文書

個人所蔵者「みずから」「みんなのために」「みらいにむけて」保存し利用してもらうことは、なかなかむづかしい
埼玉県城に関するものは、文書館が代わって「みんなのために」「みらいにむけて」保存し利用してもらう

(3) 地図

埼玉県がつくった「みずから」の地図、埼玉県に関する地図、あわせて「みんなのために」「みらいにむけて」保存し利用してもらう

(4) 未来への記録遺産 「埼玉の記憶」(Memory of Saitama)

・さよざまなOの遺産
世界遺産（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）／文化遺産、近代化遺産（文化庁）／差別化遺産（国際産業遺産保存委員会）／環境木

遺産 ((社) 土木学会) / 航空遺産 ((財) 日本航空協会)

・さまざま各地の遺産

四国遺産（西日本放送）／美の京都遺産（毎日放送）／北海道遺産（北海道遺産構想推進協議会）／とやま未来遺産（富山県）／大阪遺産（大阪市）／新潟まち遺産の会（市民団体）／まち遺産ネット仙台（市民団体）／九州伝承遺産（市民団体ネットワーク）

・記録遺産 アーカイブズ

世界記録遺産：ユネスコ「世界の記憶」(Memory of the World) 事業
日本：公文書法館
国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有する（第3条）
歴史資料として重要な公文書等は住民の共有財産=記録遺産

5 「地図の記憶」／「朝霞の記憶」(Memory of Asaka) のために

(1) 地域／朝霞の歴史を伝える記録=「朝霞記録遺産」

時 代	近世	明治前半	明治後半～大正	昭和・平成
町村行政	名主	戸長	町村役場	市役所
広域行政	幕府・藩	県庁・郡	郡役所（市）	県庁（市）
対応文書	家文書	家文書・役所文書	役所文書	

(2) 近代行政記録の存続状況

・家文書（戸長役場文書）：近世・近代の歴史研究の中心であった
私有財産であることの制約、散逸の危険性
・町村役場：多くの町村で合併、戸籍新規等に際して廃棄
・県庁文書：埼玉県は戦前の第1種文書（永久保存文書）7,971冊を文書館で保存、2008（平成18）年 県指定有形文化財（歴史資料）
「行政文書はお互いに残る構造」のおかげで、町村の歴史を補う。

(3) 現代（昭和戦後から平成）行政記録の存続状況

・家文書：家は行政の主でではなくた
首長や議員を勤めた人の家文書への対応が重要
電話や電子メール等の多用、パソコンによる筆記→記録として残らない
・県庁文書：文書館で引き継ぎ保存の努力、戦後文書、12万点以上
規模の拡大、自治の拡大→市町村に関する具体的な文書の減少
・市町村文書：重要な位置

(4) 未来の子孫たちへの責任

- ①過去から残してきた「古文書」を散逸させず引き継ぐ
②現代の文書を未来の「古文書」として伝える
③未来的文書もさらに未來の「古文書」として伝わるような制度を整備する

- 3 -

- 4 -

この展開から「文書館は必要だ」と考えていただくためには、文書や記録という類型には、それに専化した独自の方法が不可欠、ということを納得いただきなければならない。すなわち、文書・記録の情報資源としての特質を説明し納得いただきなければならないことになる。こういう独自の方法が不可欠だが、それは自分たちの知っている図書館や博物館ではできない、専門の文書館がいる、と思っていただけの特徴を説明しなければならない。

後述する4-3-2全史料協研修会での「文書館入門」でも、このアプローチで文書館を説明したが、市民講座であるこの場では、それを専門的用語で説明することも、理屈張って説明することも適當ではない。幸いに、企画展に文書・記録の材料はいくらもある。そこで、1-(3)「文書館の性格～文書の性格」で謎かけをしたところで行論を小休止し、サブ・タイトル「古文書解読と記録保存」にも倣い、いくつかの展示文書のミニ解読講座に転じ、その中で、中世の領主文書、近世の名主文書、近代の名望家文書、そして埼玉県行政文書が残されてきた目的・理由、それゆえに残される文書類型について考えを及ぼしていただいた。

そのうえで、北川健氏が文書館制度の特質を「みずからが・みずからの／みんなのために／みらいにむけて」と、3つの「み」で言い表した「文書館理解の三つの〈み〉／三くみ」⁽⁴⁾一体のわかりやすい説明を使わせていただき、解説に使った文書群が3つの「み」に当てはまるかを○×△で示してみた。同様に、日本最初の文書館・山口県文書館以前の正倉院や紅葉山文庫、あるいは、図書館や博物館にも○×△をつけてきたうえで、文書・記録の保存利用のためには全部が○となる施設が必要であり、それが文書館である、という流れでお話させていただいた。

最後に、「朝霞にしかない歴史がある」のサブ・タイトルが訴えかけるとおり、文書館制度は国や県にあればいいものではなく、朝

霞という地域に必要であることを伝えるべく、前述3-3の「○○遺産」をイメージ的に利用した。ユネスコの「世界記録遺産」が「Memory of the World 世界の記憶」と呼ばれる事業であるように、「朝霞の記憶 Memory of Asaka」を伝えていくために「朝霞記録遺産」を残しましょう、と。

4-1-2 鴻巣郷土史会例会講演会

次に、2007(平成19)年7月29日(日)、埼玉県鴻巣市の郷土史研究団体である鴻巣郷土史会のお招きを受け、鴻巣市中央公民館で行った「地域の歴史と資料保存—聖天さまと郡役所、ふたつの展覧会から考える「記録遺産」—」と題した講演会について紹介したい。

朝霞市の例以上に、主催団体が郷土史研究団体であることから、歴史を愛好されている方への集約性が高い。博物館の利用者という以上に、自らが身近な地域の歴史資料にも触れている方々でもあることから、歴史資料の保存には理解の得られるところであろうし、県立文書館を利用してくださる方もいる。文書館制度への接点を歴史研究という方向から持たれているといえる。しかしながら、「歴史資料は過去だけのものではなく、現代の資料を未来に向か、様々な価値利用を継続しながら伝えていく、そのためにはそれ相当のシステムが必要である」という発想には必ずしも結びついているとは限らない。文書館を古文書の保存利用機関としては認識していても、文書館制度全体に理解が及んでいるわけではないことが多い。

よって、このような機会に文書館制度全体に理解を広げてもらうことがポイントであり、そのための導入は身近な歴史のなかから見出すことになる。地域の資料や史跡などを身近なものとされている会であるので、朝霞市とは逆に「○○遺産」を最初に持ちだし、そのイメージを「記録遺産」まで移していただいたところで、サブ・タイトルにもある、筆者が担当した2つの歴史系展示を話題の中心に据えた。郷土史を愛好されている方々に馴染

【レジメ 2 鴻巣郷土史会例会講演会】

<p>2007.7.29(日) 15:00 - 16:30 清瀬郷土史会例会講演会 清瀬市中央公民館</p> <p>地域の歴史と資料保存 —天さまと都役所、ふたつの展覧会から考える「記録遺産」—</p> <p>埼玉県立文書館 公文書担当 太田 喜 康</p> <p>1 未来への遺産 (1)さまざまなお〇〇遺産 ・世界遺産「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(1972年・ユネスコ会議) ・文化遺産、近代化遺産(文化行)、産業遺産(国際産業遺産保存委員会)、逆境土木遺産(公社 土木学会)、航空遺産(財)日本航空協会、日本古飛遺産、日本温泉遺産 ・利根川県教育庁生涯学習局文化遺産課 ・牛山純一 20世紀の映像遺産(BS朝日)、四国遺産(西日本放送)、美の京都遺産(毎日放送) ・北海道遺産(北海道遺産構成者連携協議会)、じよま未来遺産(富山県)、大阪遺産(大阪市)、新潟まち遺産の会(市民団体)、まち遺産ネット仙台(市民団体)、九州伝承遺産(市民団体ネットワーク)</p> <p>(2)記録遺産 アーカイブズ - 文字・記号によるヨミコマシと記録=人類固有の営為 - 世界記憶遺産 人類の文化を受け継ぐ重要な遺産であるにもかかわらず実際に毀損されたり、永遠に消滅する危機に瀕している場合が多い。このため、ユネスコは1995年記録遺産の保存と利用のために記録遺産のリストを作成して効果的な保存手段を用意するためには「世界の記憶」(Memory of the World)事業を開始。 ・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 『記録遺産を守るために—公文書保存法の意義と今後の課題』(1989年) 公文書保存法: 文書が紙に行政の仕事上必要な記録なのではなく、その地域の歴史や文化を後世に伝える歴史的資料としても重要である。国や地方自治体には、このような歴史的に重要な公文書等を保存し公開する責務がある。 歴史資料として重要な公文書等=住民の共有財産=記録遺産</p> <p>2 横浜家のアーカイブズ (1)「刻まれた鉄筋」歓喜院堂天井の建築影刻 (埼玉県立博物館 2005) (2)色彩見取図という記録 「日光の社寺」世界遺産登録の路の評価のひとつ</p>	<p>東京宮、大蔵院などは複数色の装飾建築。その複数色の意匠や装飾画の修復に伴って製作される新しい版の図や彩色見取図などの記録が保存され、次の修復に使われることにより文様構成や顔料の種類等が受け継がれていく。</p> <p>(2)埼玉の小日光 重要文化財・妻沼萩原院天井「平成の大修理」 色彩見取図→白描図・彩色見取図の作成→計画自体の彩色修復 →次の修復のための保存</p> <p>(3)屋根瓦形式の決め手となった鰐梁の記録 【収集の考え方】 江戸時代にはこけら葺で使ったものを明治時代に瓦鰐梁板葺に改めた →昭和40~43年の屋根修工事ではこけら葺を換した鰐梁板葺化 今回の修復工事でも当初の計画ではこけら葺の復原 【記録の発見】 県立文書館収蔵 羽生市川俣三村家文書「諸社記」 文化10年に鰐梁板葺であったことを記録 新編武藏国風土記「鰐瓦葺」 →復原形式の転換</p> <p>(4)縫起と旧記 ①縫起の転録系・旧記類: 创始者・斎藤氏の記述の有無等により大きく2大別 ①旧記系: 斎藤氏所蔵「武州鰐梁郡長井妻沼鰐長并天宮伝記」(三州神社蔵) 斎藤氏家係の記述なし、あるいは、実盛が始めのみ -1 日本武尊に始まり元寶6年の祥殿合晩まで: 文政8年荒井貞堅等 -2 日本武尊に始まり元氣2年再興まで: 長慶9年 伊奈前守充 ②縫起系: 埼玉県立文書所蔵「武藏國鰐梁郡長井庄女川村天宮縫起」 斎藤氏関係記録収蔵 -1 斎藤実盛に始まり寛保16年吉宗上昇まで: 享保17年等 -2 斎藤実盛に始まり家康再興まで: 木坂本等 ・本縫起記: 戸渡の御開故事記載の有無 林家文書に縫起作成に関する書状 この故事の照会回答の記載 ↓ ・木版本=縫起の定着と広範な流布を体现=斎藤実盛~家康再興 近世後期における中世という前代の「歴史」</p> <p>(5)吉川家の御手伝普請記録 ・寛永2年(1742)の大水害→西国大名による御手伝普請 ・日記帳表と日記・絵図などの記録の目録(収納した袋まで記載)と普請調整して 納めた旨の書面=藩の公式記録としての位置付けの明示、保存管理の無い意向</p>																				
- 1 -	- 2 -																				
<p>寛保二壬辰歲武州上利根川御普請手牒廿二月朔日相始同亥年三月廿六日成就四月三日迄御奉行戸川内蔵介様見新五左衛門様御請見分相済御普請場所之日記済事相認納之延享元年七月日</p> <p>(6)職人たちの記録 横木墨書き、様札 ・建築物の当人にによる記録・建築物と不分離の記録=高い証拠性 ・密封された記録=改ざんの困難な記録・目の目を見ない記録 ・それでも、そのような形で残る職人の意志</p> <p>(7)横浜家の記録 ①「兼ねての記録」 - 建築物の当人にによる記録・建築物と不分離の記録=高い証拠性 - 密封された記録=改ざんの困難な記録・目の目を見ない記録 - マニュアル書 (絵録彫形) ②「ライフワーク」の記録=建築家として、信仰者として、家主としてのシンボル - 動植物と対 - 複数色の大型聖天宮跡</p> <p>(8)記録を残す意味、記録を必要とする団体・組織 ①技術・文化的伝承へ彩色見取図 ②技術の薪鑄→跡社記 ③信仰の定着と伝播→縫起記 ④地域の歴史研究へ旧記 ⑤組織としての証明→御手伝普請記録 ⑥職人としての自信→横木墨書き ⑦職務実行上の必要→建築記録とマニュアル書 ⑧職の家の通り・シンボルへ転進歴、大型絵図</p> <p>3 都長たちのアーカイブズ ～「都役所 半世紀の光芒」(埼玉県立文書館 2007)～</p> <p>(1)組織の沿革と記録 - 武蔵院、吉川家、林家の存続: 記録保持意識の確立 都役所: 明治12年設置、大正15年廃止 その間、府県と町村の中間にあって両者を媒介する位 廢止後、都役所の公文書は県庁に移管→太平洋戦争期に焼棄 「歓喜院文書」「林家文書」に対応するそれ自身の保存してきた文書群 = 北足立都役所文書」「北企都役所文書」などは現存しない</p> <p>(2)都役所の歴史を伝える記録 ①明治前半: 郡長や都職員経験者の家文書=「都長たちのアーカイブズ」</p>	<p>公文書にはない場の雰囲気やかけひき、心情などのリアルさ (例)長谷川家文書の書状: 郡書記のスカラト合帳 鈴木(綱)家文書の日記: 任命、開店前後の様子と心情 県庁文書: 町村→一部役所→→県庁 行政文書はお互いに残る構造 都長官書と県庁文書をセッティングすることで歴史解明 ②明治後半以降: 郡の官僚化 2、3段での組織団地の人事異動 →地城の家文書として残らない</p> <p>4 「地域の記憶」／「鴻巣の記憶」(Memory of Konosu)を喪失しないために (1)地域/鴻巣の歴史を伝える記録「鴻巣記録遺産」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>時代</th> <th>近世</th> <th>明治前半</th> <th>明治後半~大正</th> <th>昭和・平成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町村行政</td> <td>名主</td> <td>戸長</td> <td>町役場</td> <td>市役所</td> </tr> <tr> <td>広域行政</td> <td>幕府・藩</td> <td>県庁</td> <td>県役所</td> <td>県庁(国)</td> </tr> <tr> <td>対応文書</td> <td>家文書</td> <td>家文書</td> <td>役所文書</td> <td>役所文書</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)近代行政記録の存続状況 ・家文書(戸長役場文書) 近世→近代の歴史研究の中心であった 私有財産であるとの割り、敵対の危険性 ・町役場: 多くの町で合併、庁舎変遷等に伴って廃棄 ・都役所文書: 魔除 ・県庁文書: 埼玉県では較前の第1種文書(永久保存文書)7,971冊を文書館で保存 2006(平成18)年 県指定有形文化財(歴史資料) 「行政文書はお互いに残る構造」のおかげで、郡や町村の歴史を補う</p> <p>(3)現代(昭和戦後から現在) 行政記録の存続状況 ・家文書: 家は行政の主体でなくだった 首長や職員を勤めた人の家文書への対応が重要 電話や電子メール等の多用、バグによる筆記→記録として残らない ・県庁文書: 文書化で引き続き保存の努力 戦後文書 12万点以上 第1種文書(永久保存文書)のほか、庶民文書の中から歴史的的文化の価値のある文書を評価選別して保存 「埼玉の記憶」(Memory of Saitama)=「埼玉記録遺産」? 規模の拡大・自治の拡大→市町村に関する具体的な文書の減少 ・市町村文書: 重要な位置 市町村合併による大量廃棄の恐れ 歴史資料としての評価選別→保存が必要=そのための組織が不可欠</p> <p>(4)未来の子孫たちへの責任 ①過去から残ってきた「古文書」を板塀させず引き継ぎ伝える ②現代の文書を未來の「古文書」として伝える ③未来の文書もさらに未來の「古文書」として伝わるような制度を整備する</p>	時代	近世	明治前半	明治後半~大正	昭和・平成	町村行政	名主	戸長	町役場	市役所	広域行政	幕府・藩	県庁	県役所	県庁(国)	対応文書	家文書	家文書	役所文書	役所文書
時代	近世	明治前半	明治後半~大正	昭和・平成																	
町村行政	名主	戸長	町役場	市役所																	
広域行政	幕府・藩	県庁	県役所	県庁(国)																	
対応文書	家文書	家文書	役所文書	役所文書																	
- 3 -	- 4 -																				

みのある文化財や人物、展覧会の話の中に、記録が遺産として効用を發揮したエピソードを見出そうとの意図である。

最初の「聖天さま」というのは、熊谷市妻沼に所在する国指定重要文化財建造物の歓喜院聖天堂のことである。近世中期を代表する装飾建築で、現在、文化庁の補助事業で一大修復工事に入っている。とともに「聖天様」と親しまれ、郷土史を愛好されている方々には良く知られた存在であるが、本講演会の2年前に、県立博物館で修復事業にあわせた特別展が開催されたこともあり、受講者の記憶に新しいものとして、イメージしやすい題材であると考えたものである。

この特別展では、「棟梁家のアーカイブズ」というコーナーを設けたのをはじめ、大工や彫物師、寺社などが記録を残す様々な意味、具体的に記録が役立った話などが豊富にあった。具体的には、レジメの2-(8)にあるように、江戸時代の寺社や職人という郷土史の身近な対象が、それぞれの必要性から記録を大切にしてきたことから、記録を伝えることの意義に思いを寄せていただくよう努めた。

次に、この感覚を現代に引き寄せていくために、時代の下った明治・大正期の郡役所の展示に話を転じた。近代の役所の話題であり、斎藤実盛や徳川吉宗も出てくる「聖天さま」に比して興味が持ちにくいので、当日が参議院議員選挙の投票日であり、会場の公民館が投票所になっていた臨場感に訴え、鴻巣選出議員の資料や郡会議員選挙の話を用意した。

郡役所は1926(大正15)年で廃され、郡役所文書も埼玉県では県庁移管後に廃棄され、現在は全く残されていない。中央集権制であり、かつ、家に保存機能があった時代ゆえ、展示は県行政文書と郡長などを輩出した家文書で構成することができた。旧町村役場文書を有しない市町村の近代史編纂が、県行政文書や家文書で補われるのと同様である。地方分権が進めば進むほど、このような補完はできず、市役所や諸団体などの地域の記録が不可欠なものとなる。現代こそ地域が地域の記

録を未来に向けて残していくかねばならない時代である。レジメ最後の4は、その辺りの話で現代に及んだ。

廃止された組織である郡役所の記録が全く残されていない事実は、市町村合併時の記録保存にも相通ずるものがある。ここでも「地域の記憶」＝「鴻巣の記憶 Memory of Konosu」を喪失しないために、地域／鴻巣の歴史を伝える記録＝「鴻巣記録遺産」を呼びかけてまとめとした。

4-1-3 国際アーカイブズの日制定記念講演会と収蔵文書解説講習会

文書館制度を普及、定着させていくには、ひろく社会の理解が不可欠である。そのため、上述のような市民に向けての機会は重要であるが、抽象的なテーマになりやすく、事業として機会をつくりにくいところもある。中国四国地区アーカイブズウィークなどのように、文書館制度自体をアピールできる機会を設けていくことは重要であろう。

昨年制定された「国際アーカイブズの日」⁽¹⁷⁾は、そのような定期的な機会として利用しやすい好機会であり、当館では埼玉県地域史料保存活用連絡協議会(埼史協)との共催で記念講演会を開催した。もともとは埼史協の総会時に開催していた講演会を2007(平成19)年に公開講演とし、さらに2008年の「国際アーカイブズの日」制定にあわせて位置付け直したものである。あわせてポスター、チラシも作成されたが、これも全県的に文書館制度の普及を展開できる好機会ゆえであった。講演では、享保改革期を中心に江戸幕府の公文書政策について研究され、同時にNHK大河ドラマ「篤姫」の時代考証者でもあった東京学芸大学の大石学氏に「江戸幕府とアーカイブズ」と題してお話をいただいた。

古文書解説が熟年層を中心に入気を集めしており、当館主催の講座でも募集定員の2~3倍の応募をいただくほどである。その愛好者や関心を寄せている人たちは、単に歴史が好きという以上に、古文書というアーカイブズ

に直接接することを志向している層であり、文書館の理解者となっていただける可能性が高い。それゆえに、古文書にとどまらず文書館制度を理解していただきたい。その機会として、解説講習会がある。

もちろん、これらの講習会は解説能力を習得することを目的とするものであるから、そのような時間は取れてもわずかである。当館でも、連続する土曜の午後に開催している古文書解説講座はテキストを近世文書に限定したものとなっているが、8月に2日間で約10コマの講義を行う収蔵文書解説講習会では、近代公文書に1～3コマをあてることが可能で、そのテキストの選定とあわせ、わずかながら文書館制度に触れることを可能としている。平成19年度、同20年度は筆者がこのコマを担当したが、「江戸時代の人が読めたものが、今はこの講習会で勉強しないと読めなくなってしまった。古文書（くずし字や候文、変体仮名、異体字など）は、明治以後、どうなってしまったのか」という疑問を持ってもらい、公文書の文体や筆記用具などの変化を見ることもできるテキストを選び、内容面から近代公文書の面白さにも触れてもらうとともに、アーカイブズが近代から現代に続くものであり、評価選別に余談を及ぼしたりもある。「江戸時代や明治時代のくずし字を読む講師は、日ごろはわずか3年か5年前の公文書を相手にしている、それが文書館」という、受講者にはちょっと不思議な感じも、文書館制度への理解の一端となろう。

4-2 行政職員研修会の事例

親組織の職員の理解は、円滑な文書の移管や公開にとって不可欠な要素である。移管や公開にあたっての条件は各組織によって様々であるが、埼玉県のように、いざれにおいても協議をする場合には一層である。また、文書課に引き継がれて集中管理されている文書とは違い、各主務課や地域機関で保管している文書は、文書館がその廃棄情報を把握することが困難であるため、文書課だけではなく

い広く全庁的な文書館制度理解が求められている。

4-2-1 文書課主催文書管理研修会

当館は教育局生涯学習文化財課を連絡調整課とする教育機関であるが、知事部局総務部文書課とは当初から緊密な連携をもち、開館時から第1種（11年以上保存）文書の管理体制を継続するとともに、文書課文庫に引き継がれた有期限保存文書の廃棄決定における評価選別や移管をスムーズに行ってきている。しかしながら、一般各課所の職員に直接対する研修会や説明会を持つことはなかった。

平成15年度に文書管理システムが稼働し、翌16年度には電子決裁をともなう全面施行に移行、文書館への電子文書移管が現実のものとなったが、埼玉県のシステムでは、移管の操作は文書課や文書館が一括して行うものではなく、各課所が行うものとされた。このため、操作方法も含め、全庁的に文書館制度への理解を深めてもらうことがより重要な課題となった。こうして、平成19年度から総務部文書課主催の文書管理研修会のなかで、文書館制度についての話をさせていただくことになった。

この研修会は、知事部局各課所の文書管理責任者ないし同補助者（総務担当の主幹ないし主査）を主たる受講者として、県庁と3地方庁舎を会場に計4回開催されている。各回約2時間の研修会のうち約20分を文書館に割いていただいた。文書館独自に研修会等を開催する必要も考えられるが、各課所の文書管理担当者に、その管理業務の連続線上に文書館制度を認識してもらうには、文書課が呼びかける文書管理の研修のなかで話をさせていただく方が有効と考えている。

レジメ3は平成20年度に使用したもののうちの第1章部分である。オリジナルはこのほか「第2章 埼玉県における方法」、「第3章 電子公文書の移管」、「第4章 常用文書の移管」、「番外 文書課メールマガジン」

講座・研修会による文書館制度の普及（太田）

【レジメ 3 文書課主催文書管理研修会】

第1章 国及び地方公共団体の記録管理

1 趣旨

国や地方公共団体の公文書は、行政運営を進めるうえで職員が利用するものであると同時に、住民共通の財産といわれています。文書管理制度で厳格な管理がなされ、情報公開制度での公開が原則とされているのはその表れです。

しかし、住民共通の財産という意味からは、行政運営や証拠として必要な期間として定められている保存期間の間だけでは不十分です。江戸時代や明治時代の歴史がかかるのは、残されている文書等の資料のおかげであり、その基本は当時の公文書です。将来の県民に埼玉県の歴史、県政の沿革を伝えよう、という大きな目的での「説明責任」を果たす必要があります。

そのため、保存期間内を対象とした文書管理制度（レコード・マネジメント）と共に、歴史的な資料として保存管理する公文書制度（アーカイブズ・マネジメント）があります。このふたつの制度が連続して機能することにより、はじめて県行政の記録がトータルに管理・保存できるのです。

2 国及び地方公共団体の責務

（1）公文書館法（昭和62年12月15日法律第115号 抜粋）
（目的）

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に關する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（複数のものを除く。）をいう。

（責務）

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（2）内閣総理大臣施政方針演説（抜粋）

平成20年1月19日 第159回国会 小泉内閣総理大臣施政方針演説
政府の活動の記録や歴史的事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。

- 1 -

平成20年1月18日 第16回国会 福田内閣総理大臣施政方針演説

年金記録などの重要な文書管理は吾猶追斯です。行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含む、公文書の保存に向けた体制を整備します。

（3）上川陽子公文書管理担当大臣所信表明

（参議院内閣委員会 平成20年3月18日（火））

公文書管理については、去る二月二十九日に福田総理から公文書管理担当大臣を任命いたしました。政府の活動や歴史的事実の正確な記録は国民の貴重な共有財産であります。その記録を公文書として十全に管理・保存し、広く国民の利用に供することは国の重要な責務です。また、公文書は、民主主義の従として、国の意思決定に際して、過去から教訓を学び、さらに、現在はもちろん未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために不可欠な、過去、現在、未来をつなぐ重要な社会的基盤であります。私は、こうした考え方の上に立って、文書管理制度及び歴史的公文書の保存体制の確立に全力で取り組んでまいります。

（4）公文書管理の在り方等に関する有識者会議

（平成20年2月29日 内閣官房長官決裁、同3月12日 発足）

新たな文書管理制度の在り方を含む、国の機関における文書の作成から国立公文書館への移管、廃棄までを視野に入れた文書管理の今後の在り方及び国立公文書館制度の拡充等について検討を行います。

（5）第169-168回国会における公文書館関連の国会質疑等

（平成20年4月22日現在、国立公文書館Webサイトより）

平成20年4月4日（金）衆議院内閣委員会

質問者：逢坂誠二議員 答弁者：町村内閣官房長官、上川陽子公文書管理担当大臣

平成20年3月26日（水）衆議院内閣委員会

質問者：西村智奈美議員 答弁者：上川陽子公文書管理担当大臣

平成20年3月25日（火）参議院内閣委員会

質問者：有村治子議員 答弁者：上川陽子公文書管理担当大臣

平成20年3月25日（火）参議院内閣委員会

質問者：松井孝治議員 答弁者：上川陽子公文書管理担当大臣

平成20年3月21日（金）衆議院内閣委員会

質問者：大畠章宏議員 答弁者：上川陽子公文書管理担当大臣

平成20年3月21日（金）衆議院内閣委員会

- 2 -

平成20年3月14日（金）衆議院質問主意書

質問者：逢坂誠二議員

平成20年3月13日（木）参議院予算委員会

質問者：林芳正議員 答弁者：福田康夫内閣総理大臣、上川陽子公文書管理担当大臣

平成20年2月22日（金）衆議院国土交通委員会

質問者：小宮山泰子議員 答弁者：福田康夫内閣総理大臣

平成20年2月22日（金）衆議院秘書監査委員会

質問者：逢坂誠二議員 答弁者：福田康夫内閣総理大臣

平成20年2月22日（金）衆議院内閣委員会

所信表明：町村信幸内閣官房長官

平成20年1月30日（月）衆議院質問主意書

質問者：逢坂誠二議員

平成20年1月18日（金）衆議院会議、参議院会議

施政方針演説：福田康夫内閣総理大臣

平成19年10月1日（月）参議院決算委員会

質疑者：森喜祐司議員 答弁者：福田康夫内閣総理大臣

平成19年11月28日（水）参議院本会議

質疑者：西田美仁議員 答弁者：福田康夫内閣総理大臣

平成19年11月28日（水）衆議院本会議

質問者：近藤昭一議員

平成19年10月25日（木）参議院内閣委員会

質疑者：松村龍二議員 答弁者：辻昌喜美行政改革担当大臣

平成19年10月16日（火）参議院予算委員会

質疑者：浜田津敏子議員 答弁者：福田康夫内閣総理大臣

平成19年10月3日（水）衆議院本会議

質疑者：長澤昭議員 答弁者：福田康夫内閣総理大臣

（6）平成元年6月1日内閣官房別長官「公文書館法解釈の要旨」（抜粋）

（第1条 目的）

国及び地方公共団体は、歴史的資料として重要な価値を有する公文書等を国民の共通の財産として継続的に後代に伝えるために、これら公文書等の散逸、消滅を防止し、これを保存し、利用に供することが極めて重要である。

（第3条 歴史資料として重要な公文書等とは）

「歴史資料として重要な公文書等」とは、国及び地方公共団体が歴史

を後代に伝えるために重要な意味を持つ公文書等のことをいうが、それは具体的に何がそれに該当するかという厳格な客観的基準には本来ならない規格のものである。

例えば、国及び地方公共団体の機関において文書管理上永久保管とされているものについては、一般的に多くの歴史資料として重要な公文書等に該当することができるが、歴史資料として重要な公文書等はこれに限られるものではなく、有期限文書その他の記録の中にもそれに該当するものも存在するといべきである。

3 わが国における行政記録の管理制度

（1）制度と法令

	制 度	法 律	条例・規則
現用期間 Records	文書管理制度 情報公開制度	行政機関情報公開法 地方自治法	埼玉県文書管理制度 埼玉県情報公開条例
非現用期間 Archives 記録史料	公文書法 公文書館制度	公文書法 公文書館法	埼玉県文書管理制度 埼玉県情報公開条例 埼玉県立文書館条例

（2）管理・利用の効用・目的

実際には、行政的な利用と歴史的・文化的な利用がきれいにわかれることはあります。職員が職務上の必要で利用しながら「時の経過」につれて、歴史的・文化的な利用もされていくようになります。

利用の効用・目的には、次のようなものが挙げられますが、「時の経過」につれて、①から⑤へ、行政的価値から歴史的・文化的価値へ、その比重が移っていくといえます。

- ①証拠 Evidence
- ②知識・情報 Knowledge Information
- ③記憶 Memory
- ④アイデンティティ Identity
- ⑤文化財 Cultural Heritage

その結果、明治維新から地方自治法施行以前（昭和21年）の文書7,971冊は県の文化財（文化財指定名称「埼玉県行政文書」、指定区分「有形文化財 歴史資料」）に指定されるに至っています。

※京都府、山口県の府県庁文書は国の重要文化財に指定されています。

- 3 -

- 4 -

で構成する14頁のものである。20分の講義時間にしては長大な感があるが、この資料は県庁LAN掲示板に年間を通じて登載されることを含めて考慮し作成した。

このうち掲載した第1章が文書館制度について紹介した部分である。それぞれの行政分野で法規にもとづき事業を遂行している行政のプロを対象とするため、この制度が教育機関の任意の事業ではなく、国の法律や県の規則に規定された全庁的事業であることを最初に押さえてもらうことが有効と考えた導入である。次いで受講者がマスコミ等で単発的には耳にした記憶があるであろう、政界の動向を整理して提示、この制度が国政でも懸案とされている政策であることを示して注意を喚起し、「3 わが国における行政記録の管理制度」において文書管理制度・情報公開制度と一連のものとして制度と法令を整理するというアプローチで、行政職員に対しての事務研修会に即した効果を意識したものである。

4-1の諸例では、歴史的関心の側に文書館制度への接点があったことから、記録遺産や古文書解読から導入し、その歴史資料の感覚を現代へと導く流れを取ったが、自らが日常的に行政文書を生み出し、管理している行政職員の接点は逆であり、それらの文書が行政的価値を超えて歴史的な価値を付加していくものであることを理解してもらう必要がある。あまりに身近で実務的な存在でありすぎることが想像力を阻害する。そのため、3-(2)で作成時の一次的価値とは別に付加される諸価値を列記したが、即物的にイメージしやすい手助けとして、文化財指定の事実を示した。

引用を省いたうち第2章では、第1章による制度理解を踏まえ、埼玉県での管理委任と歴史的資料という具体的な方法を説明し、各主務課に担われるべき任務を依頼するものである。第3章、第4章はより具体的な操作等の依頼である。なお、「番外」には、文書課が季刊で全課所に対して発行しているメールマガジン「こ・と・の・は Cafe」に文書館が連載させてもらっているコラム「おもしろ

歴史資料コラム」を転載した。このコラムも、実務的にしか見えない行政文書が、時間の経過の中で文化的な様相を示していくことを、少し突飛な感じで引き込むように記すことによって、文書館制度を身近なものにしてもらおうとする県庁職員への語りかけのひとつである。筆者執筆分だけであるが、本稿末にも転載したので参照いただきたい。

4-2-2 徳島県立文書館公文書管理・保存講座

少し古いものになるが、市町村の文書管理担当職員を主たる受講者とする講座で話をさせていただいた例に、2003（平成15）年10月30日の徳島県立文書館公文書管理・保存講座がある。自らの文書館への文書移管を具体的に依頼することになる埼玉県庁職員への研修会とは違い、他県の、しかも文書館のない市町村職員を対象とするため、移管を促すための法規的な入り方よりも、市町村役場の行政文書にアーカイブズという歴史的な感覚を付加してもらうことを第一に考えたこと、また、筆者自身が当時教育局文化財保護課に在籍していたこともあって、この講座では文化財・文化遺産から入る構成を取り、「公文書管理制度と文書館制度—文化遺産として伝えていくために—」と題した。それにしても行政職員であることから、文化財保護行政の制度面を前面に出した点は、市民を対象とした朝霞市や鴻巣市での事例とは異なる。

前節で、行政職員に歴史的価値を即物的に感じてもらう話題として行政文書の文化財指定を挙げたが、それは飛躍ともなりかねないおそれがある。行政職員の手許にある段階と文化財指定の段階の間に文書管理制度と文書館制度による長い保存管理段階があるのであり、それこそが重要であることを伝えなければならない。徳島県での事例は、レジメで全体の構成を紹介するよりも、この文書管理制度、文書館制度と文化財保護制度の関係についての説明を、長くなるが、当時の原稿から引用して以下に紹介する。

ふだん、各課所の庶務部門で文書を担当したり、市町村で全庁の文書管理担当をされていると、無味乾燥な文書の連続、日付や名前だけ変えたルーチン文書の大量処理、それでいて行政の許認可として、行政手続法や条例とも絡んで責任があり、情報公開にも対応する。公文書は、そんな印象のものでしょうか。

今日はその公文書を文化遺産として見直していただきたい。おかげさに言えば、他の生物にはない人類固有の文字による記録一時を越えて情報を残し、伝えるという文化、その所産として公文書を考えてみていただきたい。県や市町村の公文書は、その地域全体の記録、もっとも基本的な、公的な記録、すなわち県や市町村の記憶の基本である、という意味で重要な文化遺産である、という意味を持っているのです。

国宝や重要文化財といえば、法隆寺や東大寺の建造物や仏像、あるいは姫路城や松山城、有名なものが沢山あります。徳島では、私たち遠いところの者には、重要民俗文化財の祖谷の蔓橋や阿波人形淨瑠璃、天然記念物の阿波の土柱、名勝の旧徳島城表御殿庭園がなじみがありますが、国や自治体の公文書も、そのような国の文化財、重要文化財に指定されています。これからも指定は増えると思いますし、自治体の文化財保護条例で文化財に指定している例もあります。

このような文化財を国民共有の貴重な財産として保護活用することを規定した法律が文化財保護法です。ひろく文化財一般の保護をうたっていますが、この法律がその保護のための補助や規制をかけられるのは指定したものに限られます。自治体の条例も同様で、県の指定文化財、市町村の指定文化財に限定されます。私有財産との調和上そうならざるを得ないのでしょう。この指定で保護されるのは、言ってみればいつも保存の危機にさらされるようになったものに指定の網を広げていくという後追いのものです。

戦後の変化の激しさで、文化財の散逸が進みます。そこで公文書も含まれている「歴史資料」という分野が追加されました。それまでの彫刻とか絵画といった分野は、どちらかといえば名工による名品、美術工芸品としての芸術性によるものです。でも、汚くてみすぼらしくても資料としての価値のあるものはいっぱいあります。最初にも言いましたように、文書は、文字により情報を時を越えて伝えていくという人類固有の機能文化ですが、それは芸術的なものではありません。見た目は美しくもなく、かえってすすぐて薄汚れています。でも、その伝える歴史的情報は豊富で重要です。歴史を伝えるもっとも基本的な資料は文書です。その文書が、戦後、どんどんなっていました。そういうのも重文・国宝に指定されるようになりました。

それから近代・現代の文化財への拡大です。近現代のものは、どんどん捨てられ、新しいものに替えられています。これまでの文化財が指定されてきたような古さになるまで待っていたら、もう何も残っていない、ということになってしまいます。建造物はとくにそうです。耐用年数がくると、どんどん建て替えられてしまいます。そこで指定だけでなく、登録という制度も生まれました。

近代の公文書もそうです。ようやくこの法律でも指定されるようになりましたが、たとえば、重要文化財になった京都府庁の公文書をここまで保存してきたのは、文化財保護制度ではありません。明治、大正、昭和と他の制度がここまで保存してくれたから、平成の今になって重要文化財に指定できたのです。その制度が文書管理制度であり、文書館制度です。

平成13年に国の文化審議会文化財分科会企画調査会が報告書を出しています。そこでは、文化財より広い概念として文化遺産を挙げています。また、「文化財保護法とは別の新たな枠組み」の検討の必要性もうたっていますが、公文書については、すでにその枠組みと

して昭和62年に「公文書館法」が成立しているともいえましょう。しかし、公文書の保存活用の必要性と、それに対する散逸の危機は戦後すぐから叫ばれ、保存運動が続けられたことからすれば、昭和62年でも遅すぎたといえます。いま、国や徳島県の文書管理制度では永年保存文書はなく最長30年です。単純に言ってしまえば、文書館制度がなければ、30年以上過ぎてから文化財保護制度が保存しようと思ったときには、もう何も残っていないということになります。

絵画や彫刻のようにもともと美術品、芸術作品として作られる種類の文化財とは違い、公文書などは全く別の実用的な目的でつくれられ、それが次第に歴史資料、文化財としての性質・価値に転化していく手のものです。この手の資料は、文化財保護制度とは別の制度が保存活用をはかる必要があるのです。

行政でも企業でも、その組織活動のための有用な情報資源としてこれらを保存管理します。その保存管理は組織の体系的な「群」として保存することで価値が倍増します。ここに文書管理制度が成立するのです。この文書管理制度のなかのひとつの要素に保存年限の考え方があり、自治体では永久保存、永年保存という範疇を設け、重要な文書を遺してきました。その「重要」の尺度は、行政的価値ですが、50年、100年と時がたつかで、それらは歴史資料としても貴重なものとなっていました。

文化遺産もそうですが、世界遺産条約に日本が加盟して日本の文化財も世界遺産に登録されるようになって以来、「○○遺産」という言い方がはやっていますが、私たち文書館の世界では、15年ほど前から、このような文書記録を「記録遺産」と呼んできました。英語ではアーカイブズといいます。

これを保存活用する機関も英語ではアーカイブズといいます。欧米では、このアーカイブズが記録遺産の保存活用に早くからあたってきましたが、日本でアーカイブズ＝文書館が成立したのは昭和34年の山口県文書館が最

初で、重要文化財になった京都府では昭和38年です。すなわち、文化財保護法が平成14年に重文に指定して保護の対象とするまで、京都府庁文書を保存してきてくれたのは、長く京都府庁の文書管理制度であり、昭和38年からは文書館制度であったわけです。日本の場合、明治以来の公文書を記録遺産、文化遺産に昇華させることを可能にしたのは、皆さんのお仕事による文書管理制度のおかげなのです。その役割は公文書館法ができ、文化財への指定がなされるようになった今でも同じです。

文化財に指定された後も、日常的に文書を守っていくのは文書館制度です。でも、その文書館に移管される前の文書管理制度が適正に運用されなければ、文書館がいくら頑張っても公文書が記録遺産、文化遺産となることはできないのです。そのような意味で、皆さんのお仕事は明治から戦前・戦後の文書管理制度が文化遺産を作りあげたように、現代の文書を未来に伝え、21世紀、22世紀、23世紀の文化遺産を作り上げる役割をも担っているのです。

4-3 資料保存担当職員研修会の事例

4-3-1 埼玉協地域史料実務研修会

埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（略称埼玉協）は、埼玉県内市町村で歴史的公文書や古文書などの「地域史料」の保存活用を担当する課所館を会員とする団体で、当館が会長・事務局を担っている。会員団体は、市町村史編さん室、教育委員会文化財保護担当、博物館・資料館、図書館などで、文化財保護担当が最も多い。年間に何度かの研修会等の事業を開催しているが、地域史料実務研修会は、初任者向けの1日と実務者向けの1日の計2日で構成される。平成19年度、同20年度は、前者のうちの公文書に関するコマの講師を、「歴史的公文書保存の法・制度と現場の課題」と題して筆者が担当した。

市民や行政職員を対象とするのと違い、地域史料の担当職員を対象とするので、アーカイブズへの接点を工夫しての導入、というよ

うな構成は必要ないが、アーカイブズ事業を専門とするセクションを有する市町村は少なく、多くの事業のなかのひとつとしてアーカイブズの事業にもあたっている状況である。また、研修会の主対象が初任者であり専門職員でもないことから、市民や行政職員への説明と重なるような内容も含め、公文書関係に限定されるが、文書館制度に関する基礎知識や情報をひととおりお伝えするような内容とした。その分、4-1や4-2に比べると、話に起伏のない実務的な感があるが、レジメもその後の手引きになるようにと24頁に及ぶものとし、アーカイブズに関する情報サイトなども紹介している。ここでは平成20年度版の目次で構成を紹介するにとどめる。

- 1 公文書を一般市民の利用のために保存するということ
- 2 保存・公開の歴史的経緯
 - (1) 図書館の郷土資料
 - (2) 公文書館制度の始まり
 - (3) 公文書館制度と情報公開制度の展開(S62公文書館法以前)
 - (4) 埼玉県の文書管理と公文書館制度と情報公開制度
- 3 保存・公開の現在
 - (1) 公文書館制度と情報公開制度の展開(公文書館法以後)
 - (2) 公文書館法（昭和62年12月15日法律第115号）
 - ①基本認識
 - ②「公文書等」の定義
 - ③歴史資料として重要な公文書等とは
 - ④国及び地方公共団体の責務
 - (3) 継続的に後代に伝える国民共有財産としての価値
 - (4) 公文書館制度の体制
 - ①国
 - ②都道府県
 - ③政令指定都市
 - ④市町村
 - ⑤県・市町村共同設置

- ⑥埼玉県内市町村
- ⑦団体・学会
- ⑧世界
- 4 公開をめぐる課題～情報公開・個人情報保護制度との関係
 - (1) 情報公開制度との関係
 - ①法の概要
 - ②情報公開制度と公文書館制度～適用除外
 - ③情報公開制度と公文書館制度～歴史的資料としての管理への指摘・批判
 - (2) 個人情報保護制度との関係
 - ①法の概要
 - ②個人情報保護制度と公文書館制度～対象外
 - ③公文書館制度における個人情報保護～時の経過
 - ④社会データの有効活用～統計法の改正（平成19年法律第53号）
- 5 文書管理との連続性の必要～公文書管理制度（仮称）制定の動き
 - (1) 文書管理制度と公文書館制度
 - (2) 一貫性・総合性の必要～文書管理制度の希求
 - (3) 政策としての進展
- 6 電子文書管理システムと公文書館制度
 - (1) 政府のIT推進政策
 - (2) 総務省の電子自治体推進施策
 - (3) 埼玉県内市町村の文書管理システム導入状況
 - (4) 歴史的資料としての電子公文書保存の動向
 - ①国際的な動向～ICA（国際文書館評議会）
 - ②日本政府のIT推進政策
 - ③内閣府・国立公文書館の基本的視点
 - ④自治体の動向
- 7 市町村合併と歴史的公文書保存
- 8 保存の責務を果たすために
- 9 参考サイト・文献
 - (1) ウェブサイト
 - (2) 文献

4-3-2 全史料協岡山大会研修会

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称 全史料協）が毎年の全国大会にあわせて開催している研修会のうちの入門コース「文書館入門」を2006年の岡山大会で担当させていただいた。例年6コマある講座のうち、他の5コマが毎年テーマを変えるのに対し、この「文書館入門」は講師は代わるもの不動のテーマである。その切り口は毎年の講師によって特徴があり興味深いが、その名のとおり新たにアーカイブズの事業につかれた初任者を主たる対象としている。

全史料協は埼史協に比べると、アーカイブズ業務を主にしている機関の会員が比較的多く、また、個人会員として参加されている方は当然に意欲が高い。そこで、この研修では、埼史協の研修会における基礎情報を伝えるタイプのものではなく、日常の実務にあたるにあたって、「文書館って何だ？」をもう一度考えてもらおうとした内容とした。

「文書館って何だ？」が、最初に紹介した朝霞市博物館での講演のタイトルであるように、情報資源の性格の差違、その情報伝達機能の生成の違いによって、それぞれの情報資源によって情報を有効に引き出し、活用するための方法も異なることになる、という観点から文書館を説明している。アーカイブズという記録情報資源を真に保存利用していくためには、他の記録情報資源とは異なったシステム・機能・業務が必要とされる。それゆえに、文書館という固有の制度・機関が必要となる、と。⁽²⁰⁾

ただし、市民ではなく実際にその方法を実践する担当者に対するものであるため、実務のそれぞれの段階における固有の方法はどのようなものになるのか、という内容が付加される。また、この「固有の方法」の負担感ゆえに保存自体が放棄されることのないよう、多くの市町村が博物館や資料館、図書館、自治体史編さん室等で歴史的公文書の移管を受け入れ、さらにその多くにおいて整理・公開にまで手が回らない現実となっていることは、

批判の対象になるものではなく、過渡的な段階として評価されなければならない、移管・保存さえしておけば、そこから始めることができる、という趣旨のことにも言及した。詳しくはレジメ4を参照いただきたい。

5 その他～学生や専門家への話のなかで

以上に紹介した受講者層のほかにも、アーカイブズ学などを学ぶ大学生・大学院生の方々に話をさせていただく機会も増えた。ただ、これらの場合は、大学等での体系的な講義のなかでの一コマであるので、本稿が取り上げたような内容ではなく、当館の実際の事業や方法を具体的に伝え、一連の講義の中での材料のひとつとしてもらう内容となる。大学等で学んでいる学生の方々に対しては、「現場の実際」を伝えることが一番の内容である。

ただ、それに加えて、自分が学んでいる学問を生かせる場が、参加できる場がどのような形であるのかは、学生たちにとっては気になるところであろう。文書館専門職員（アーキビスト）養成課程を設けている別府大学での「アーカイブズ・フォーラム2007」という場で「図書館とアーカイブズの過去と未来」と題したテーマで学生たちに話をさせていたいた際には、最後に大分県域を例にして、アーカイブズを担う場を次のように紹介した。

大分県域の [バーチャル] トータル・アーカイブズ [virtual] total archives

=大分県域における「地域総体としての保存と活用」

・[virtual] total archivesを構成するcollection archives

県立先哲史料館、県立図書館、県立歴史博物館、市町村・学校・民間の資料館・図書館等、別府大学アーカイブズセンター

・[virtual] total archives を構成するinstitution archives

県公文書館、市町村・学校・民間組織等の歴史的組織文書（公文書）保存利

講座・研修会による文書館制度の普及（太田）

【レジメ4 全史料協岡山大会研修会】

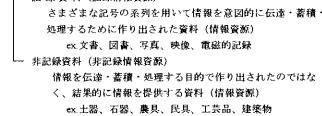
文書館入門
埼玉県立文書館 太田 富康

1 記録資料と非記録資料

(1) 情報と情報資源

情報：人間及び組織体相互通じて伝達・蓄積・処理されるもの、すべて

情報資源（資料）



(2) 資料（情報資源）の利用機関

情報資源を有効に、広く活用するために必要なものとしてシステム、施設、組織

ex 文書館、博物館、文書館、資料館、レトロ・センター、情報サービス産業

(3) 記録資料と非記録資料に対するシステムの違い

記録資料・利用には「戻す」「見る」「聞く」などして情報を得る作業が必要

- ・利用者がそれが自分の目的に必要な異なる資料を選択できる
- ・情報が正確に持ち換えるための「復写」が簡単にできることが望ましい
- ・比較的使いやすい

非記録資料・情報を探り解くのに専門的知識が必要

- ・利用者が手元となる限りが困難
- ・本筋の使用方法を体験することが望ましい
- もともと普遍的なシステムは展示 * 記録資料も含め

2 アーカイブス

(1) 意味

- ・個人または組織がその活動のなかで作成または収集し、蓄積した資料で、組織的に利用する価値があるものの保存されたもの（『文書館用語集』）
- ・過去の情報のうち、古文書、公文書・企画文書や映像記録、磁気記録など、人間の活動の一時的な産物である生の記録 records であって、歴史情報資源*としての永続的価値を有するもの

*歴史情報資源：過去に関わるあらゆる情報のうち、現代および未来の人間にあって、空間・文化・経済・政治その他さまざまな創造的活動の資源として活用しうるもの、あるいは活用すべきもの（『特定研究「記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究』研究プロジェクト「歴史書（案）」第6稿）

・過去の古文書、古文書から近年の公文書・企画文書・映像記録・電子記録などまで、時代や媒体に問わらずさまざまな組織体が生み出た一次的な記録情報資源（安藤正人「[2] 世纪日本の歴史情報資源とアーカイブ」『歴史学研究』761号）

(2) 記録情報資源（資源）としての図書との比較

①図書へ当初から一般に向けた公開されるために作られる

・当初から未知の第3者に対する情報伝達を想定してつくられている。

・基本的には組織で理解できるようになされている。

・複数（多数）づくられる。

・同時代人が理解できる言語で記述される。

・刊行から間もない時期に保存利用機関に収蔵される。

・基本的にはすべて公開できる情報である。

②アーカイブへ特有の組織内・組織間のために作られる

・未知の第3者に対する情報伝達を想定しておらず、共通の情報環境内での伝達が可能であればいい、としてつらわれている。

・単体では理解が困難ない情報量が少くなってしまう。組織内での階層的位置づけが必要。

・唯一のものが多い。

・同時代人に理解できない組織や業界特有の言語も使われる。

・作成から保存利用機関での公開までに時間が空く。

・一定期間公開できない情報が多く含まれている。

(3) 視点

現代および未来の利用者が、有効かつ良好に情報にアクセスできるか？

①物的アクセス

必要な情報が含まれている資料を利用可能とする

②指示的アクセス

どんな情報が求められている情報を含んでいるかを明らかにする

③言語的アクセス

資料解説のための障壁が克服

④概念的アクセス

資料理解に必要な概念の理解

【参照】MKバックランド著・高山正也訳『図書館・情報サービスの理論】

→アーカイブという記録情報資源に対して、このようなアクセスを可能とする必要

そのシステムを実現させるために文書館という組織・機関が必要となる

・各組織自らが文書管理と連動させたアーカイブ保存利用システム・機関を持つことが想

・各地域ごとにその地域の記録資料に目を配る機関も持つことが想

3 文書館の業務

(1) 収集・移管において求められる要素

①利用者が求めている情報＝資料がないという物理的なアクセス阻害を防ぐために

・偶然性に頼らないシステム化された移管／開拓資料の情報把握「敵意を招かないための情報把握

・詳細運別の対象母体の確保と移管接続／組織内部での交渉／所蔵者等との良好な関係の構築・維持

・評価運別の研究と検証／地域にとって必要な記録資料の研究と検証

・やり直しきかない唯一性

②利用者が得られる情報を減失しないために～文書の秩序維持と体系の把握

・番号やフルダグ等の原形や配列を変えない／容字やべくくり／順序などの保全、記録化

・保管されたままの文書も含めた全ての体系の把握（ファイル基準表や文書管理台帳の保存など）と保存した文書のその中の位置付けの明確化／原保存場所での秩序の記録化と把握、原所蔵者等からの聞き取り

(2) 整理において求められる要素

①群全般及び各階層単位での特徴の解明

②段階的な整理

③階層的と尊重を尊重した目次編成・記述

cf ISO16110 (General International Standard Archival Description)

フォンドーシリーズ・サブシリーズ・ファイル・アイテム

(3) 保存において求められる要素

①群・階層性（出所、原秩序、原形）尊重の維持

②唯一の価値～原点の永続化

(4) 利用提供において求められる要素

①収集・整理・保存過程で得られた情報の意味論的把握

・記述（解説）、目的、レファレンス、展示、講座、諸刊行物、HP

②解説のサポート～現代とは異なる筆記、文体への言語的サポート

③資料理解のための組織、地域、時代背景、歴史事象などの関連情報の提示

・講座・講習会、音響グループへの活動援助、レファレンス、サービス、参考図書・雑誌、論文等の配備、資料収集等の収集、展示

・文書規則などの「組織内言語法則」や文書慣習、書札例などの提示

(5) 収集・移管之前的の動作

①文書作成～現用文書管理への翻訳／一貫した文書管理

②地域結合としての資料保存利用への開拓

③分野別に資料保存利用への開拓

4 文書館の役割・目的・使命

(1) 学術研究・地域研究

(2) 住民・団体の権限保護

(3) 組織母体の業務支援

(4) 住民・団体の活動支援

(5) 総合的な情報公開の推進・説明責任の長期的保全

(6) 生涯学習活動の支援

(7) 学校教育の支援

・・・完結からの経年年代により利用目的の重点が徐々に移っていく

・・・文化施設や教育施設・総合的情報公開施設＋総合的文書管理施設＋社会活動支援施設

=秘匿的記録情報資源センター

・民主主義の発達、地域コミュニティの変質、高学歴・高齢化社会、生涯学習、ボランティアの進展、行政の住民参加、情報への脱説明化、市民運動の広がり、アインデントティ獲得の模様、権利意識の浸透・・・といった、日本では戦後に深まつた社会的特徴が、文書館の必要性を見出し、広げた

5 文書館の対象とするアーカイブズ

(1) 自組織の資料

(2) 各種地域の個人・団体等の資料：自治体文書館

関係者（教職員、卒業生等）の資料：大学文書館

(3) 永久保存と廃棄の二者択一

【参考文献】

・国文学研究資料館史料編集部『アーカイブズの科学』柏原房、2003

・安藤正人『記録史料学と現代 アーカイブズの科学をめざして』吉川弘文館、1998

・アーカイブズ・ワコロナッシュ研究会編『記録史料記述の国際標準』北海道大学図書刊行会、2001

・MK・バックランド著・高山正也訳『図書館・情報サービスの理論』勉翁書房、1990

・柏原『情報伝達としてのアーカイブズ及び文書館』埼玉県立文書館『文書館紀要』15、2002

- 用担当組織等、別府大学アーカイブズ
・センター
- ・[virtual] total archives を機能させる専門的人材の養成と参加
別府大学文書館専門職（アーキビスト）養成課程、特定非営利活動法人大分県近現代資料調査センター、大分県地方史研究会 など
- ・[virtual] total archives を機能させる情報の集約
記録史料所在調査事業、レフェラルセンター機能 など

「大分県域のすべてのアーカイブズを保存する文書館などありえない。多くの機関や事業の連携によるバーチャルな大分トータル・アーカイブズが総体として「大分記録遺産」を守ることになる。その連携のなかにはアーカイブズを学んだ皆さんに活躍してほしい場が様々にある」。そんなことを伝えようとしたかったのであるが、逆に、これから時代を担う、アーカイブズを学んだ若い世代の方が、この活動には不可欠なのであるから。

さらに、明確か漠然かは人それぞれであろうが、学生たちは将来の職業としても、アーカイブズの世界を意識している。学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の課程の一環であるアーカイブズ機関実習の受け入れでは、10日間のうち2日半を記録管理や文書館制度に関係の深い県の組織を見学した。²⁰いくつかの目的と狙いがあったが、そのひとつに職場として想定可能な仕事の場を見、そこで働く人たちと話してもらうことがあった。

また、「埼玉県立文書館の地図資料とその見学」をテーマにした日本国際地図学会の第186回研究例会が当館で開催され（2008年12月13日）、わずか20分ではあるが「埼玉県立文書館について—アーカイブズとマップセンター」と題して地理学・地図学を専門とされる方に話をさせていただく機会があった。当館は内部組織として「地図センター」を置き、地図資料の保存利用にも力を入れている。

アーカイブズにマップセンターを置くとは、どういうことになるのか。他に例をみず、当然、行政文書や古文書の資料群中に大量に含まれる地図資料との関係が気になるところとなる。また、3-4でも触れたように、「アーカイブズ」の概念は、様々な分野に拡がり、とくにデジタル・アーカイブの導入は、人文社会学系、理工学系を問わず一般化している。地図資料のデジタル・アーカイブも同様である。

このように考えたとき、諸分野の学会や専門家の方々に当館を紹介するような場は、いずれの専門分野でも使われるようになった「アーカイブズ」という概念について、「元来」のアーカイブズについて、認識してもらう機会となる。

以下は、その際のレジメの一部である。

2 埼玉県のトータル・アーカイブズ

(1) アーカイブズ

①広義：過去の資料や情報を永続的に保存し活用するための蓄積。また、そのための組織・施設・仕組み。

②狭義：組織や個人がその活動の過程で生成する記録（文書等）のうち、永続的価値を有するものとして保存・利用されるもの。また、そのための組織・施設。

(2) トータル・アーカイブズ

①institutional archives

機関アーカイブズ…行政文書
設置母体となる親機関の記録を保存公開する。

②collecting archives

収集アーカイブズ…古文書
親機関以外の組織や個人の資料を収集し保存公開する。

③total archives 総合アーカイブズ

3 地図資料とアーカイブズ

(1) 狹義のアーカイブズ=行政文書、古文書

組織や個人の活動にともなって生成

- される
- 活動の体系に沿った資料の「群」（フォンド、シリーズ、ファイルなど）による管理
 - 地図資料もその体系の中に位置づけられる
 - 行政文書や古文書のなかに多数の地図資料
- (2) 広義のアーカイブズ=地図センター
- ①組織や個人の活動に拘束されることなく単体で管理されえる資料
 - ②永続的保存、歴史性の尊重
 - ③作成主体別の管理
 - ④institutional archives (行政文書)との補完関係
埼玉県各課所作成の地図、航空写真
cf 行政刊行物
 - ⑤total archives との補完関係
 - ・地理学研究資料としての文書、歴史学研究資料としての地図
 - ・行政運営資料としての文書と地図、証拠資料としての文書と地図

6 まとめにかえて

いくつかの講座や研修会での経験を紹介させていただいた。切り口や題材は様々であったが、伝えたい内容の基本は常に次の点であった。

- ・記録を残すことの大切さ、必要性。
- ・過去の記録だけでなく現代の記録を未来に伝えるという連続した考え方。
- ・そのためには、文書館という独自・固有の制度・システム・方法が不可欠であること。
- ・そこでの考え方の基本は、「みずからが・みずからの／みんなのために／みらいにむけて」であること。

その上で、受講者層の違い等によって、内容の付加やアプローチを工夫した。

初心者の資料保存担当職員の方々には、収集にしろ整理や利用提供にしろ、日常の業務を行うにあたって常にアーカイブズたる方法

を模索し、実践してもらえるよう、改めて「文書館って何だ？」を意識してもらえるように。最新の基礎的な情報や考え方を伝えられるように。行政職員の方々には、わかりやすいインパクトとして「文化財」などを使いながら、日ごろ身近な公文書が第三者にとっても様々な価値があること、国や自治体の制度として位置付けられたものであることを認識してもらえるように。そして、市民の方々には、実際に古文書を読んでみたり、身近な歴史の話題を提供したりするなかで記録について考えてもらい、その面白さと大事さを感じてもらえるように。

残念ながら、意識はしても実行はともなわない。話をさせていただいた後は、いつも暗い気分になる。本稿で紹介したレジメも反面教師でしかないかもしれません。それでも、このような機会を、ささやかながらも文書館制度を広げていく一助としていきたい。逆効果にだけはならないように気をつけながら。

註

- (1) 英語の「アーカイブズ」には、永続的に保存すべき記録という資料としての意味と、それを保存管理する施設・機関という意味の2つの意味がある。その日本語訳は定着しておらず、とくに後者の意味の機関は、文書館（もんじょかん・ぶんしょかん）、公文書館、記録資料館、歴史資料館等、多岐にわたっており、近年ではアーカイブズを固有名詞に用いる機関も出てきている。また、これら単独機関以外の組織のなかで担われている場合も多い。その意味で、本稿が「文書館制度」の用語を用いるのは、①資料と施設・機関としての両様の意味合いを伝えられないこと、②統一的かつ適切な日本語訳が定着していないこと、③単独の「館」によって担われていないケースを認識しにくいこと、などの理由から適当ではないかもしれません、「アーカイブズ制度」の方が適切かもしれない。しかしながら、実際に行った講座や研修会では、文書館を会場とし文書館員が講師を務めていることとの整合性や混乱の回避、理解度への配慮、こと行政職員を対象とする場合の法規に沿った説明における公文書館法の名称との整合性などの理由から、「アーカイブズ」よりも「文書

館」や「公文書館」を多用してきたこともあり、「文書館制度」とした。また、施設・機関を指す場合も「文書館」の名称に代表させた。ただし、対象やケースによって用語を使い分けることは、理解の促進を図る効果の一方で、用語の統一・定着を阻害する要因となっている恐れがある。このことも、今後意識する必要を感じる。

- (2) 本誌第14号「特集・文書館の30年 part 2 独立、そして新館の時代」、2001年3月。
- (3) 白井哲哉「文書館普及活動における二つの試み」、本誌第11号、1998年3月、同「文書館の利用と普及—利用者論の観点から」、国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学 上巻』、2003年10月、柏書房。
- (4) 平田輝明「市民運動の結実一小山市文書館の開館ー」、『記録と史料』18、2008年3月。
- (5) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年2月16日政令第41号）第2条、第3条。
- (6) 歴史的資料に関する答申として、「皇室典範制定の検討会の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件」「大正天皇実録の不開示決定（行政文書非該当）に関する件」「特定個人に係る明治五年式戸籍の不開示決定（行政文書非該当）に関する件」「特定地番に係る旧土地台帳の写しの一部開示決定に関する件」「昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等の不開示決定（行政文書非該当等）に関する件」「明治39年檢務事件簿中の特定個人に係る記載部分の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」などがある。総務省webサイトの「情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース」で閲覧できる。
[http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/search/pck\\$index.pro\\$mainMenu](http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/search/pck$index.pro$mainMenu)（参照2009-01-02）。
- (7) 総務省webサイトで閲覧できる。
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/jyohokokai/050329_h.html（参照2009-01-02）。
- (8) 埼玉県情報公開条例 平成12年12月26日条例第77号。
- (9) 県政出前講座は2005（平成17）年4月開始。主管は広聴広報課。「県政出前講座実施要領」は、事業の趣旨を「県民からの要請により職員が集会等の場に出向いて、県政についての説明を行うことにより県民の県政に対する理解の一層の促進を図るとともに、県民との対話による双方のコミュニケーションを深める契機とし、県民の参加による開かれた県政を推進するために実施する。」と説明している。

なお、県立文書館の2テーマは次のように内容を紹介している。

・公文書等を歴史資料として伝える

地域の姿や県の施策などの情報が満載された生の資料である公文書は、永く保存し公開していくことにより、未来の県民にとっても貴重な情報資源となります。今では文化財となっている「古文書」も、江戸時代や明治時代の公文書なのです。これら公文書や古文書等の保存活用を担う文書館（アーカイブズ）制度をご紹介します。

・生涯学習と文書館

文書館（もんじょかん）では、江戸時代の古文書、明治時代以来の県の公文書や刊行資料、地図に航空写真、そして戦後の報道写真など、埼玉県域に関する50万点余りの資料が皆様の利用をお待ちしています。生涯学習の時代、地域の歴史や地理を生の資料から調べる醍醐味をご紹介します。<http://www.pref.saitama.lg.jp/A12/BA00/demae/theme.html#2>（参照2009-01-02）

- (10) 「都道府県における業務システムの導入及び運用に要する経費等の調査結果（平成19年度）」、「市町村における業務システムの導入及び運用に要する経費等の調査結果（平成19年度）」、財團法人地方自治情報センター <http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/9,0,21,118.html>（参照2008-12-31）。
- (11) 抽稿「地域史料実務研修会 電子自治体化の進展と電子公文書保存への対応」、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会『会報』34、2008年3月。
- (12) 訂1での「アーカイブズ制度」同様、英語の「アーカイバル・サイエンス」「アーカイブズ・サイエンス」にあたる日本語として、これまで「文書館学」「史料管理学」「記録史料学」などが用いられているが、二義性を併せ持つ用語としての「アーカイブズ」に代わるものがないこと、唯一の国内関係学会が「日本アーカイブズ学会」であることなどから、本稿では「アーカイブズ学」の語を用いる。
- (13) 以下の同展に関する記述は、筆者が実際の展示や図録、企画書等を通じて推察し、想定したものである。主催者の意図した目的やねらいとは齟齬があるであろうが、講演を準備する前提としての、筆者なりの解釈として理解されたい。
- (14) 北川健「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」、『地方史研究』40-6、1990年12月。
- (15) 埼玉県立博物館（現埼玉県立歴史と民俗の博物館）平成17年度特別展「刻まれた鼓動 欽喜院聖天堂の建築彫刻」（2005年10月8日～11月20日）。詳細は同展図録参照。
- (16) 当館第52回収蔵文書展「郡役所・半世紀の光芒 郡長たちのアーカイブズ」（2007年1月20

- 日～3月11日）。詳細は当館webサイト http://www.saimonjo.jp/09_tenji/052/shuzouten-190120-52-1.html 参照。
- (17) 国際アーカイブズ評議会(ICA)が1948年6月9日に設立されてから設立60周年に当たることを記念して、6月9日を「国際アーカイブズの日」(International Archives Day)とし、加盟各国に記念行事等の開催を呼びかけたもの。
- (18) 大石学氏の講演録は、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会『会報』35、2009年3月に掲載予定。
- (19) 平成19年度までの名称は「古文書解説講習会」。公文書の比重を増やしたことにもない、「収蔵文書解説講習会」に改称された。
- (20) この説明の内容は、ベースとした論文「情報伝達体としてのアーカイブズ及び文書館—情報伝達機能的観点からの再整理—」、本誌第15号、2002年3月、を参照されたい。
- (21) 博士前期課程1年の学生2名を、2008(平成20)年9月1～5日、12月18～25日の間の計10日間受け入れ、主として公文書担当の業務を経験していただいたほか、次の課所を見学した。
文書課、総務事務センター、県政情報センター、統計課統計相談室、議会図書室、県立浦和図書館、彩の国ビジュアルプラザ、総合教育センター教育資料室、男女共同参画推進センターライブラリー

【文書課メールマガジン こ・と・の・は Cafe おもしろ歴史資料コラム】

1 アーカイブ～分かりにくい外来語トップ1？実はとなりの「もんじょかん」

「アーカイブ」「アーカイブズ」－このことば、最近、けっこう聞くようになったと思いませんか？デジタルアーカイブとか、NHKアーカイブスとか。

ところで、この3月、国立国語研究所が「分かりにくい外来語」の報告書を出しましたが、アーカイブは堂々、そのトップに出ています。といっても50音順のためですが(同研究所のHPで見られます)。

聞いたことがある人23.4%に対し、意味がわかる人8%という調査結果。皆さんはいかがですか。

「大事な資料やモノをデジタル化して保存し活用する、そのデータベースやシステム」といったイメージの人が多いでしょうか。でも、それはデジタル時代に入っての「新しい意味」では、「本来の意味」は？

報告書は、「個人や組織が作成した記録や資料を、組織的に収集し、保存したもの。また、その施設や機関」と説明しています。「こ・と・の・は Cafe」にしては、ちょっと堅い説明ですね。県庁でイメージしてください。

「組織が作成した記録や資料」＝日ごろ作っている公文書です。それを「組織的に収集し、保存」している「施設や機関」＝国道をはさんで県庁すぐ隣の文書館です。そう、県職員の私たちにとって、アーカイブズは実に身近な存在なのです。

文書館1階の展示室－バラエティーに富んだアーカイブズが並んでいます。後醍醐天皇の古文書、江戸時代の高札、県庁の先輩方がつくった明治以来の公文書…。まだまだ、あります。ワールドカップ2002のペナントに国体のコバトン。昔の商家の色鮮やかな宣伝ちらし(引札)の特集展示も。

え、そんなものもアーカイブズなの？

百聞は一見にしかず。ちょっとのぞいてみてください!!

(2007.7.17 第5号)

2 電子県庁の銀河系～「活字文明開化」以来の歴史的転換点に立ち会う!?

何だか訳の分からないタイトルですが、メディア論の先駆者・マクルーハンの大著『グーテ

ンベルクの銀河系』から拝借しました。グーテンベルクはご存知「活版印刷の父」。彼が15世紀のドイツではじめた活版印刷は、アメリカの『ライフ』誌が「過去千年における最も重要な出来事と人物百選」の一位に選んだほど、人類の歴史と文化に大きな衝撃を与え、西欧近代の形成に決定的な役割を果たすという、壮大な《銀河系》が描き出されました。

日本における活版印刷の導入はご多分に洩れず明治維新の文明開化、長崎の地においてでした。埼玉県初代知事の野村盛秀は長崎県知事の経験者。いち早く県庁内に印刷機を据え付けました。1873(明治6)年のことです。

ただ、いずれにしても「紙に文字」という方法であることは、人類の文明誕生以来変わっていません。それを20世紀末からのわずかな時間で変えようとしているのが「デジタル」です。文字も画像も音声もすべて記号化し、特定の機械を通してのみ知覚できるというメディアの登場は、人類史上、グーテンベルク以上の大変革といっていいのかもしれません。

やっと「電子県庁」にたどりつきました。その新たなメディアを文書の基本に据える文書管理システムは、立庁以来130年余り続いてきた文書制度の大変革です。大袈裟に言えば（このコラム全体が大袈裟なのですが）、21世紀初頭の新たな《銀河系》の始まりを、埼玉県においては「電子県庁」が象徴することになるのかもしれません。

私たちは新たなメディアが社会や文化に変容を及ぼしていく、その歴史の最前線で文書をつくっているのです。後世、必ず特筆されることになるであろう、メディア史の現場に立ち会っているのです。

(2007.10.19 第6号)

3 データベースに潜むネズミたち ～記録の集積という文化

文書館には県の公文書のほかにも古文書や地図、写真や図書など様々な資料があります。これらはDB化され、文書館のHPから検索することができます。

その数、実に100万件!!

これだけ集まると単なる検索の手段にとどまらず、歴史や文化の多様さをのぞき見する楽しみを与えてくれます。

ためしに今年の主役ねずみを、全資料から一括検索してみましょう。

まずは「子年」。1,607件もヒットします。江戸時代には年号を干支で表すことが一般的だったからです。それが明治元年以降だけに絞り込むとわずか59件。干支が書かれなくなる趨勢を如実に示します。

次に、ねずみ・ネズミ・鼠・岸。

様々な資料に隠れている、様々な顔のねずみたちが見つかります。現実社会では害獣としての顔。江戸から明治、野鼠から作物を守るために加持祈祷や郷蔵の年貢米被害、あるいは遺骸を老鼠にかじられるなどの村の事件が伝えられています。

皆さんお馴染みの県報では明治30年代、ペスト予防のための駆除を告げる訓令や告示が繰り返し出ています。なかでも「退岸散」なる薬の発売禁止や「捕岸買上法」の実施などが時代を感じさせてくれます。ちなみに明治の公文は「岸」の字を使っていたようです。

昭和では「ねずみに食われた千円札」という笑えない戦後の報道写真も目を引きます。

一方では親しまれる存在もありました。

「ねずみの書き初め」を題材にした新年の引札（ちらし）や「ねずみづくし」の錦絵、穴内岸が穴照御神に猫の島流しを願う願書などは興味がそそられます。

「岸半切」の領収書も残っています。紙の名前です。

地名になっている仲間では、明治の町村合併文書に鼠村新田、戦後の熊谷土木事務所や耕地課の文書に鼠塚耕地や鼠土地改良区。どこにあるのか気になりますね。

いかがですか。これは単なる言葉遊びではありません。人とねずみの長いつきあいが織りなしてきた様々な文化—文書や記録に刻まれたその諸相が、DBの力によって浮かび上がってきた結果です。

何百年にわたっての100万件。着実なる記録の集積こそが創り得る、文化の厚みです。

(2008.1.15 第7号)

4 県庁舎は「お宝」の山～廃棄文書からの「歴史発掘」

去る2月に栃木県庁の「昭和館」がオープンし、見学の機会を得ました。

「昭和館」は、昭和13年（1938）に竣工した第4代の栃木県庁舎です。第5代庁舎の新築に伴い平成15年度に取り壊されましたが、その一部を保存し再活用を図ったものです。館内には「昭和館」に関する文書や図面などの資料がたくさん展示されていましたが、驚いたことに、これらの資料は庁舎取り壊しに伴う各課の引越しの際に建築課の倉庫から発見されたもので、その数3,000点余とのことでした。忘れられていた貴重かつ大量の資料が、70年近い時を経て廃棄されるかもしれない寸前に「発掘」されたのです。

さて、我が埼玉県庁。これに負けない貴重な「発掘」は度々あり、現在は文書館で保存しています。

- ・河川課の倉庫等にあった旧の河川台帳附図約520点。古くは明治30年頃から作られてきたもので、河川の流域が大型の「巻物」に詳細に描かれています。
- ・同様に道路を描いたものが、旧の道路台帳附図。杉戸土木事務所では、専用の棚に大事に保存されていました。
- ・蚕業試験場のように長い歴史を有する施設の廃止にあたっては、明治以来の近代化を支えた産業の資料を沢山引き継ぎました。
- ・平成12年度末の住宅都市部と土木部の県土整備部への再編では、大規模な執務室の移動に伴い不要となった資料のなかから約1,460点の資料が文書館に保存されました。
- ・ワールドカップや国体などの終了に伴う関係課の解散にあたっては、時代を象徴するイベントの資料を「未来への遺産」として引き継ぎました。

県庁舎の耐震化工事が始まります。それに伴う執務室の引越しや倉庫の移転・閉鎖の際には、普段とは比べものにならない量の文書や資料の廃棄を伴うものです。すでに長い時を経ている「即戦力」の歴史的資料はもちろんですが、皆さんには身近すぎて「歴史的」とはとても思えない最近の資料も、未来の人たちにとって大切な歴史の資料となるのです。

捨ててしまってからでは、二度と取り返しづきません。廃棄の前に、必ず文書館に声をかけてください。そのなかから、明日に伝える埼玉の歴史が「発掘」されるのですから。

(2008.3.24 第8号)

5 暴れん坊将軍に大岡越前、鬼の平蔵、そして篤姫

～6月9日、初の「国際アーカイブズの日」に寄せて

6月9日—「ロックの日」「ネッシーの日」「リサイクルの日」など、すでに色々な日になっているのですが、今年さらに「国際アーカイブズの日」が仲間入りしました。インターネットで調べると、ほとんど毎日何かの記念日になっているようですが、アーカイブズ=歴史資料や文書館にも、やっと世界共通のメモリアル・デーができたのです。60年前のこの日、国際文書

館評議会 (ICA) ができたことに因むものです。

これを記念して県内でも「江戸幕府とアーカイブズ」と題した講演会が開かれました。「江戸幕府も県庁みたいに文書管理をしていたの?」と興味惹かれるところですが、講師の大石学先生、さすがにNHK大河ドラマの「新撰組!」や「篤姫」の時代考証をされているだけあって、テレビでお馴染みの人達が次々と文書管理に登場するからビックリです。

まずは暴れん坊将軍・徳川吉宗。享保の改革で知られていますが、近代につながる公文書管理システムを整えたのもこの人でした。続いてご存じ名奉行・大岡越前(忠相)。吉宗のもと、町触や評議を整理・編纂し、寺社奉行関係の文書管理をシステム化させました。

でも文書は増えるばかり。漉き返して再生紙にしたいものの「非公開情報」が漏れては大変。今と同じですね。そこで鬼平こと火附盗賊改の長谷川平蔵。彼が創設した佃島の人足寄場で文書はリサイクルされました。

そして今をときめく天璋院篤姫。江戸無血開城のため、徳川家中に恭順するようお触を出していたことが紹介されました。「表」の政治に大奥が文書で命令を出していたとは驚きました。女性による「大奥アーカイブズ」は、幕府文書主義の到達点なのだろう。

組織あるところ、文書管理が大事なのは今も昔も同じですね。

時は下って平成20年。享保の改革ならぬ「平成の文書管理改革」のため、公文書管理担当大臣が任命されました。

(2008.7.10 第9号)

6 森鷗外のえがく埼玉県庁スタートイング・メンバー～『渋江抽斎』と埼玉県少属・矢島優
明治の文豪・森鷗外ーその有名な史伝小説『渋江抽斎』を紹介します。抽斎の二男・矢島優(ゆたか)が明治4年(1871)11月14日の埼玉県発足時の職員だったからです。

抽斎は、弘前藩の藩医・儒者で、安政5年(1858)に亡くなりますが、小説の後半は、その後の子孫たちが主役です。

その一人が優です。矢島家の養子に入りますが、いわゆる放蕩息子でした。就職してからは落ち着いて官吏生活をまとう、その後は新聞記者となって主に演劇評を執筆、劇評の開拓者といわれています。

彼が埼玉県職員であったのは、明治6年に工部省に転ずるまでの短い期間でしたが、鷗外の描くこの間のエピソードを紹介しましょう。

エピソード1 東京から来る弟を県界まで駕籠で迎えにやらせた。その駕籠が戸田の渡しに掛かると、渡船場の役人が土下座をした。それほど当時の県吏の権勢は盛んであった。

エピソード2 某村の戸長が車一台の野菜を献じたいと持てて来た。「賄賂は取らぬ」と斥けたものの、戸長を困らせぬようこれを買い取り職員に分配した。「矢島さんの流義は面白い」と知事は褒めた。

エピソード3 当時県内の小学教員であった後の首相・清浦奎吾は、優の推薦もあって県の学務課員に引き立てられた。そのため、矢島家には、「矢島先生 奎吾」と書した書簡数通が遺っている。

抽斎は医官として将軍に謁見するまでの地位に昇った人物ですが、正直、鷗外が小説にしなければ、これほど後世に名を知られることはなかったでしょう。鷗外が抽斎に興味を持ったのは、抽斎の蔵書印のある本をたびたび見かけたことがきっかけですが、鷗外も抽斎が何者なのかを知らなかったといいます。

抽斎の旧蔵書が鷗外の目に触れたのは、放蕩時代の優が父の蔵書を持ち出しては売り払った

ためです。鷗外が興味を抱いたとき、優の弟がいまだ存命であったおかげで、その教示を受けてこの史伝を書くことができました。蔵書の散逸が、逆に抽斎一族を記録に残したという皮肉ですが、県庁の記録は皮肉で残るものであっては困ります。

優の履歴は明治時代の県庁文書に残っており、鷗外の記述の正しさを証明しています。

(2008.10.14 第10号)

7 正月恒例!?データベースに潜む牛と丑～記録の集積という文化・その2

文書館には県の公文書のほかにも古文書や地図、写真や図書など様々な資料があります。これらはデータ件数100万件を超えるデータベースから検索することができます。昨年の「ねずみ」に統いて今年も干支「うし」を検索してみたいと思います。人と牛を巡る歴史や文化を、アーカイブズという記録の集積のなかに覗いてみましょう。

まずは、そのねずみと比べてのヒット数の多さに驚かされます。「ねずみ」「ネズミ」「鼠」「崩」の総計73に対して「牛」2,917、「丑」5,616。

この大差の原因のひとつに人名と地名があります。

人名では、丑松、丑五郎、牛之助、丑太郎、丑蔵、など、など。はたまた地名では、牛島、牛重、牛ヶ谷戸、牛沼、牛久保など、など。実に沢山出てきます。

隠れキリストンがゼウスをもじって地名にしたという伝承のある皆野町の出牛（じうし）や、新井白石の領地として知られる白岡町の野牛（やぎゅう）など、ちょっとかわった地名もあります。戦後の林務課の文書には、高牛線、牛喰線、牛骨入線という、これまたかわった名前の林道も出てきます。

人名や地名に使われること自体、家畜という人間との関係の結果なのでしょうが、江戸時代までの文書では、家畜としての牛のヒット数は意外に少ないのです。この時代の主な役割が農耕と運搬に限られていたせいででしょうか。

そのなかで目を引くのが薬です。牛扁草、牛膽丸、牛黃（ごおう）一角丸・・・。なかでも牛黃（牛の胆石）は漢方薬の薬材として有名です。この牛黃をすりつぶして朱とあわせ印を捺したことに由来するといわれる、牛玉宝印（ごおうほういん）。厄除けの護符です。疫病の神・牛頭天王（ごずてんのう）も村々に祭られて20件以上のヒット。幕末になると西洋医学も伝わり、種痘（天然痘の予防接種）に用いられる牛痘がヒットし始めます。

文明開化。牛肉に牛乳にと役割がぐっと広がります。牛肉代金の領収証がヒットし、北埼玉郡の牛乳店や牧場搾乳部が出てきます。県も施策を図り、牛馬健康法、牛馬共進会、乳用牛・種牛検査、牛乳営業取締、牛痘予防など、明治時代の県報（19年8月創刊）だけで「牛」は352件ヒットします。

文書館には埼玉新聞社が撮影した報道写真もあります。昭和20年代から30年代にかけての時期には、「牛にひかれて花見（春日部）」「サンタクロースの看板を引く牛車（飯能町にて）」「川越 子牛をひいて投票」などのタイトル。農業だけでなく牛と共にあった生活ぶりをうかがわせます。

さらに戦後の県庁文書。3か所（大宮、熊谷、寄居）の牛乳検査所（昭和47年廃止）や二本木乳牛育成牧場準備事務所（後の秩父高原牧場）などの地方機関がヒット。盛んな畜産振興施策を知ることができます。最も新しい平成10年代の文書ではそれまでになかった言葉がヒットするようになりました。

「狂牛病」、そして「クローン牛」です。

(2009.1.23 第11号)